

通学路対策などのフォローアップ

- 1) 通学路点検箇所対策状況
- 2) ゾーン30プラスについて
- 3) 小学校モデル地域について
- 4) 生活道路の法定速度の見直し

1) 通学路点検箇所への対策状況 (1) 通学路等の安全確保の背景

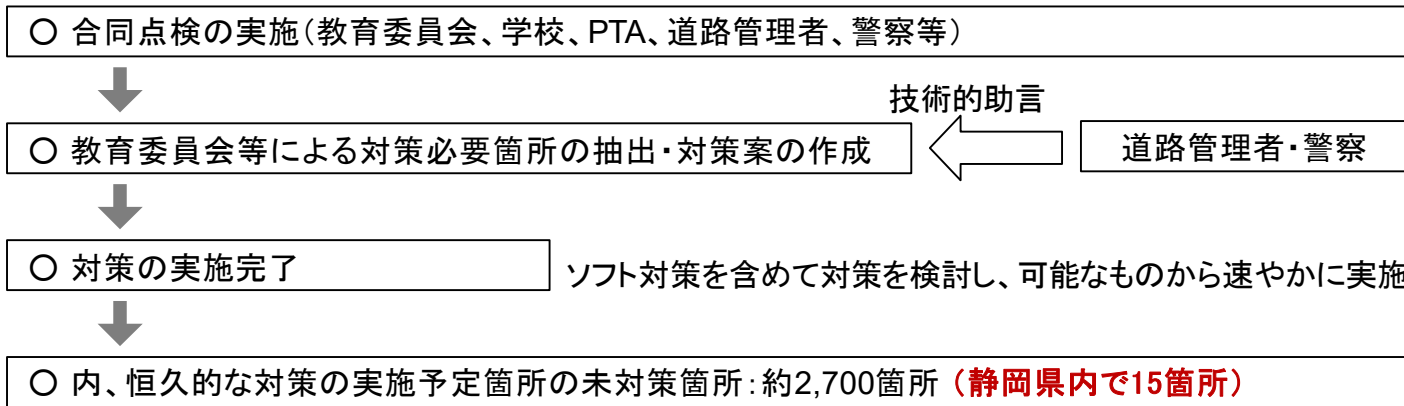
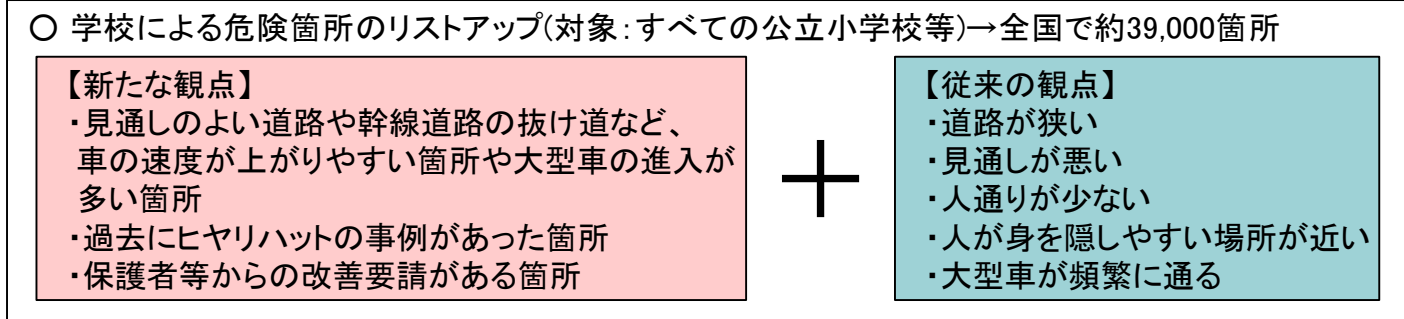
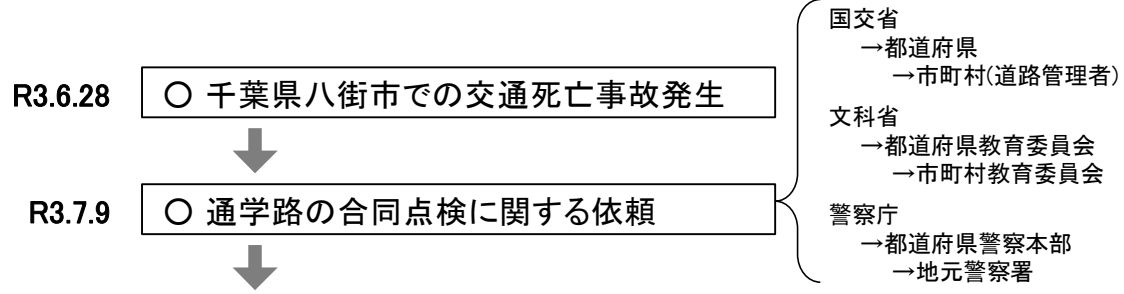
・令和3年6月28日に千葉県八街市で発生した児童の交通死亡事故をうけ、「**通学路等における交通安全の確保及び飲酒運転の根絶に係る緊急対策**」として、全国で通学路の合同点検・対策実施を展開
 ・全箇所を令和8年度までに完了するよう、安推連でもフォローアップを行い、事業を進める。

○発生日時：令和3年6月28日（月） 午後3時23分頃
 ○発生場所：千葉県八街市八街は2番地先の市道
 ○事故状況：下校中の小学生の列に大型トラックが衝突し、2名死亡、重傷3名

○発生場所：千葉県八街市八街は2番地先(やちまたしやちまた)
 ○路線名：市道住野16号線
 ○発生日時：令和3年6月28日（月）15時23分頃
 ○事故概要：下校途中の児童の列に大型トラックが突っ込み、2名が死亡、重傷3名
 ○現況幅員構成：全幅約7m（中央線・外側線：無）
 歩道：無、防護柵：無
 ○交安法指定：無
 ○通学路指定：学校指定

写真① 至 朝陽小学校
 事故発生箇所

事故状況図



【課題】用地買収の難航、事業に必要な予算の確保、関係機関や地域住民との合意形成の難航

1) 通学路点検箇所への対策状況 (2) 静岡県内における「通学路点検箇所」の状況

- ・「令和3年度 通学路の合同点検結果に基づく対策必要箇所」において、静岡県内の未対策箇所は15箇所。(R7.3.31時点)
- ・対象は静岡県(7箇所)および政令市である静岡市(6箇所)と浜松市(2箇所)、いずれの箇所においても対策検討は完了し、現在は対策を実施中。
- ・令和8年度末までの対策完了に向けて各道路管理者にて対策の確実な実施が図れるよう、必要に応じて安推連会議にてフォローアップを実施。

■ 令和3年度 通学路の合同点検結果に基づく対策必要箇所の未対策箇所 (R7.3.31時点)

No	都道府県	市町村	事業主体	路線名	要対策箇所名	完了年度 (予定)	対策推進状況
1	静岡県	伊東市	都道府県	国道135号	伊東市物見が丘1041-1地先～竹の内2丁目471地先	R7年度	対策検討完了 (緑石ブロックの設置) 課題: 関係機関との調整 予定: R4. 4着手～R8. 3完了予定
2	静岡県	静岡市	政令市	駒形井宮線	静岡市葵区北番町153地先	R8年度	対策検討完了 (歩道整備) 課題: 特になし 予定: R4. 4着手～R9. 3完了
3	静岡県	静岡市	政令市	(一) 大川静岡線	静岡市葵区伊呂波町4-15地先	R8年度	対策検討完了 (注意喚起路面標示) 課題: 特になし 予定: R4. 4着手～R9. 3完了
4	静岡県	静岡市	政令市	横内町東町線	静岡市葵区音羽町27地先	R8年度	対策検討完了 (注意喚起路面標示) 課題: 特になし 予定: R4. 4着手～R9. 3完了
5	静岡県	静岡市	政令市	千代田麻機線	静岡市葵区千代田三丁目1-1地先	R8年度	対策検討完了 (歩道整備) 課題: 特になし 予定: R4. 4着手～R9. 3完了
6	静岡県	静岡市	政令市	(主) 井川湖御幸線	静岡市葵区松富四丁目1-68地先	R8年度	対策検討完了 (歩道整備) 課題: 特になし 予定: R4. 4着手～R9. 3完了
7	静岡県	静岡市	政令市	渋川妙音寺線	静岡市清水区東大曲町6-8地先	R8年度	対策検討完了 (注意喚起路面標示) 課題: 特になし 予定: R4. 4着手～R9. 3完了
8	静岡県	浜松市	政令市	(国) 257号線	引佐町花平地先	R8年度	対策検討完了 (歩道設置) 課題: 事業費用 予定: R4年度着手 ～ R9. 3完了予定
9	静岡県	浜松市	政令市	天竜中村7号線、(1)天竜中村曲り線	山東地先	R7年度	対策検討完了 (歩道設置) 課題: 事業費用 予定: R4年度着手 ～ R8. 3完了予定
10	静岡県	三島市	市町村	市道文教町幸原線	三島市文教町2丁目21-15から17-43 文教町幸原線 上岩崎公園前	R8年度	対策検討完了 (歩道設置) 課題: 特になし 未買収用地は契約が完了、現在再築中。 予定: H30. 4着手～R9. 3完了予定
11	静岡県	三島市	市町村	市道錦田大場線	谷田574地先	R7年度	対策検討完了 (歩道設置) 課題: 特になし 現在改良工事施工中。 予定: H30. 4着手～R7. 12完了予定
12	静岡県	富士宮市	市町村	1級市道黒田山本線	黒田88-3付近	R7年度	対策検討完了 (歩道設置) 課題: 関係機関との調整・事業費用 予定: R7. 8着手～R8. 3完了予定
13	静岡県	掛川市	市町村	市道杉谷久保線	掛川市緑ヶ丘二丁目8-1～上張35-16番地付近	R8年度	対策検討完了 (歩道設置) 課題: 水道管理者と協議中 予定: 協議完了～R8. 3月完了予定
14	静岡県	掛川市	市町村	倉真川堤防道	旧国道1号線沿い 秋葉神社から東へ向かう土手沿い	R7年度	対策検討完了 (フェンス修繕) 課題: 静岡県(河川管理者)と協議中 予定: 協議完了～R8. 3月完了予定
15	静岡県	森町	市町村	町道一藤五明線	明治町: 明治町公会堂	R7年度	対策検討完了 (歩道設置) 課題: 用地交渉等 予定: R6. 10. 15着手～R7. 7. 31完了

1) 通学路点検箇所対策状況 (3) 通学路点検箇所の概要

No.1 国道135号 伊東市物見が丘1041-1地先～竹の内2丁目471地先(静岡県伊東市)

令和3年度 緊急通学路合同点検の未対策箇所の概要

【No.1】一般国道 135号 (伊東市物見が丘1041-1地先～竹の内2丁目471地先)

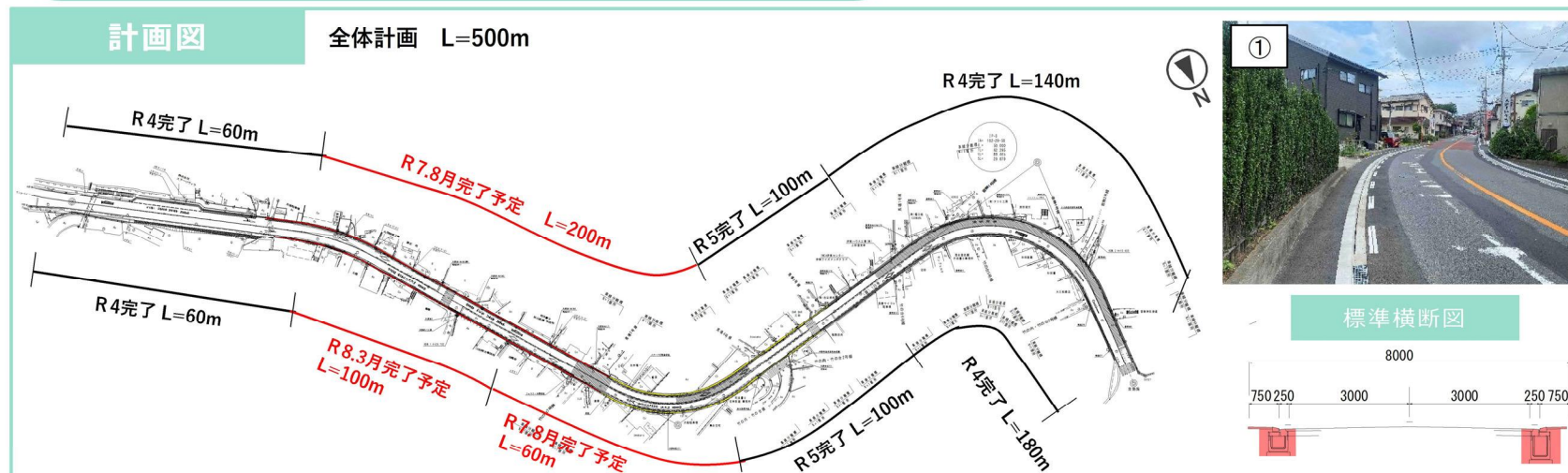
伊東市立東小学校通学路における交通安全対策(合同点検:令和3年点検箇所)

【対策内容】
縁石ブロックの設置

全体事業費	工事開始年度	工事完了年度 (予定)
200百万円	令和4年度	令和7年度

【対策実施に伴う課題と方針】

- 現在までの取組状況
全体工事延長1000mのうち640m対策実施済
- 課題
特になし
- 方針
引き続き、残り360mの工事を実施し、令和7年度中の対策完了を予定



1) 通学路点検箇所対策状況 (3) 通学路点検箇所の概要

No.2 駒形井宮線 静岡市葵区北番町153地先(静岡県静岡市)

(都)駒形井宮線(安西工区)

現地の状況

- 約11,300台/日の交通量に対して2車線の現道は交通容量が不足し慢性的な渋滞が生じていることから見通しが悪く、交差点部や沿道店舗への乗入れ箇所において通学児童と車両が交錯する恐れがある。
- 現道には自転車歩行者道が設置されているが、狭小部では幅員1.8mと狭隘であり、歩行者と自転車が輻輳する状況がみられ、通学時間帯は特に危険である。

【対策内容】

道路拡幅により、自転車歩行者道を拡幅するとともに4車線化を行う。

- 自転車歩行者道の拡幅により、児童が安全・安心に歩くことができる空間を確保する。
- 4車線化により自動車交通を円滑化し、見通しを改善することで通学児童の安全性を向上させる。



1) 通学路点検箇所への対策状況 (3) 通学路点検箇所の概要

No.3 (一) 大川静岡線 静岡市葵区伊呂波町4-15地先(静岡県静岡市)

(都)水道町伊呂波町線(伊呂波町工区) [(一)大川静岡線]

現地の状況

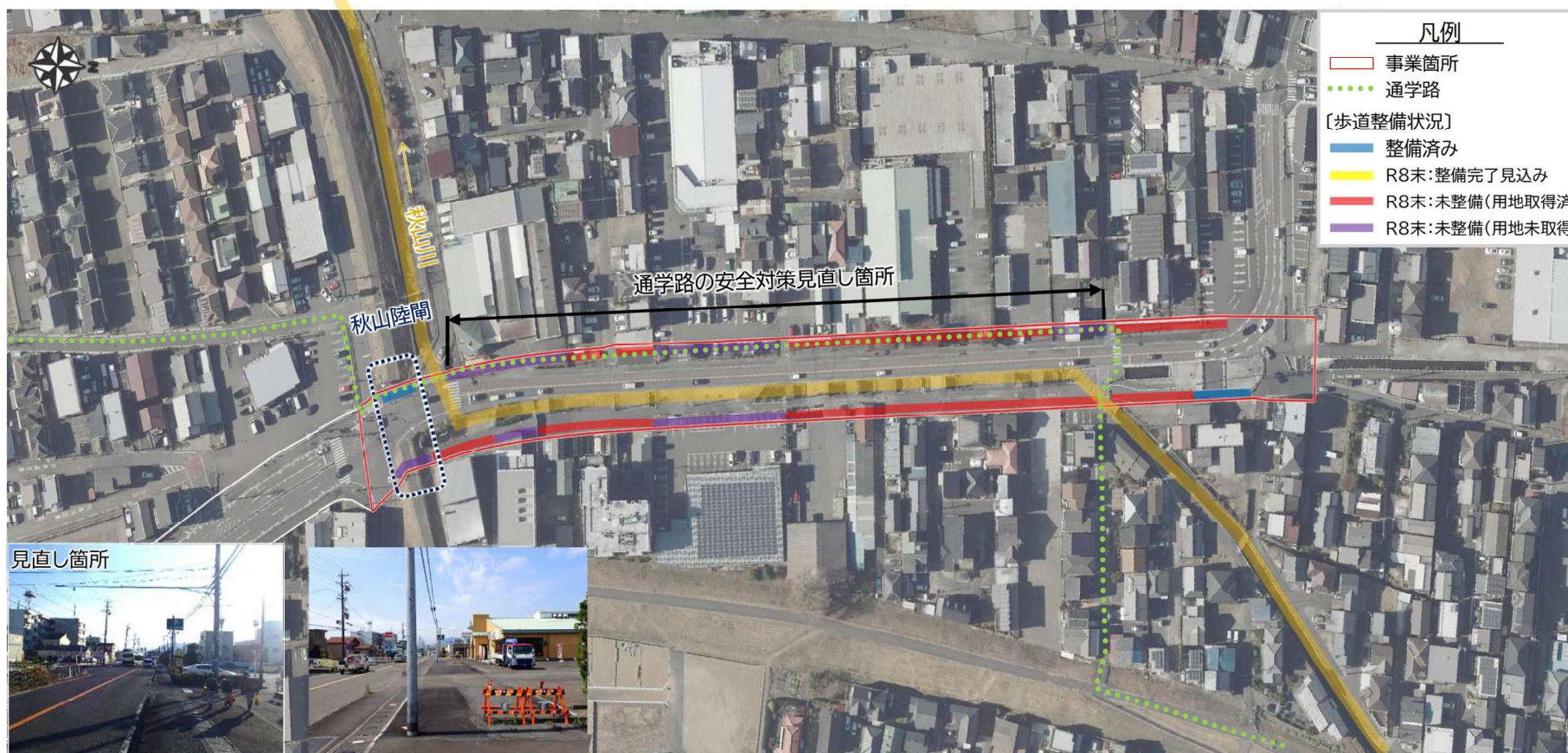
- 本路線は国道1号静岡BPのアクセス道路であり、周辺での宅地開発等により交通量は増加傾向である。
- 2車線の現道は交通容量が不足し、慢性的な渋滞が生じていることから見通しが悪く、交差点部や沿道店舗への乗入れ箇所において通学児童と車両が交錯する恐れがある。
- 現道には西側のみ歩道が設置されているが、狭小部では幅員1.4mと狭隘である。路肩も狭いため自転車が歩道上を走行し、通学児童と輻輳する危険な状況がみられる。

【対策内容】

用地取得済み箇所：事業用地の仮舗装により十分な歩行者空間を確保する。

用地未取得箇所：現道の既設歩道における安全対策を実施する。

- 残事業箇所の用地取得は一部完了しており、当該箇所については仮舗装により歩行者空間として活用することで、通学児童の安全性を向上させる。
- 用地未取得区間で自転車と歩行者が交錯しないように、用地取得部を自転車の待避所として使用し、注意喚起路面標示等の安全対策を実施する。
- 用地未取得箇所については、現道の既設歩道交差点、沿道店舗部において縁石部にラバーポール設置等の安全対策を実施し、児童の安全確保を図る。



1) 通学路点検箇所対策状況 (3) 通学路点検箇所の概要

No.4 横内町東町線 静岡市葵区音羽町27地先(静岡県静岡市)

(都)東町大岩線(1工区) [(市)横内町東町線]

現地の状況

- 本事業箇所を含む(国)1号から(主)静岡清水線までの区間は、市街地を南北に通過する車両が利用するほか、沿道に静岡鉄道音羽町駅や高等学校・中学校が立地し、**朝夕を中心に歩行者・自転車の交通量も非常に多い。**
- 1車線又は2車線の現道には、一部を除き歩道が設置されておらず、**歩行者・自転車、自動車が輻輳する状況も見られ、通学する児童が安全に利用できる状況となっていない。**

【短期対策の内容】

- 用地取得済み箇所：事業用地の仮舗装により十分な歩行者空間を確保する。**
- 用地未取得箇所：現道の既設歩道における安全対策を実施する。**

- 残事業箇所の用地取得は一部完了しており、当該箇所については仮舗装により歩行者空間として活用することで、通学児童の安全性を向上させる。
- 用地未取得区間で自転車と歩行者が交錯しないように、用地取得部を自転車の待避所として使用する。
- 用地未取得箇所については、現道の既設歩道交差点部においてラバーポール設置等の安全対策を実施し、児童の安全確保を図る。



1) 通学路点検箇所対策状況 (3) 通学路点検箇所の概要

No.5 千代田麻機線 静岡市葵区千代田三丁目1-1地先(静岡県静岡市)

(都)宮前岳美線(3工区) [(市)千代田麻機線]

現地の状況

- 2車線の現道は交通容量が不足し、右折待ち車両や停車中の路線バスが支障となり慢性的な渋滞が生じているため見通しが悪く、交差点部や沿道店舗への乗入れ箇所において通学児童と車両が交錯する恐れがある。
- 現道には自転車歩行者道が設置されているが、幅員は2.5m程度と狭隘であり、歩行者と自転車が輻輳する状況がみられる。通学時間帯には徒歩で通学する児童と自転車通学の高校生が行き交い、特に危険である。

【短期対策の内容】

通学路指定側の歩道整備を優先して完成させる。(R8年度未完了予定)

- R8年度、西側歩道整備を実施予定。



1) 通学路点検箇所への対策状況 (3) 通学路点検箇所の概要

No.6 (主) 井川湖御幸線 静岡市葵区松富四丁目1-68地先(静岡県静岡市)

(都)静岡駅賤機線(松富2工区) [(主)井川湖御幸線]

現地の状況

- 2車線の現道は交通容量が不足し慢性的な渋滞が生じていることに加え、大型車両の通行が多いため見通しが悪く、交差点部や沿道店舗への乗入れ箇所において通学児童と車両が交錯する恐れがある。
- 現道には自転車歩行者道が設置されているが、狭小部では幅員2.2mと狭隘であり、歩行者と自転車が輻輳する状況がみられる。通学時間帯には徒歩で通学する児童と自転車通学の中学生が行き交い、特に危険である。

【対策内容】

事業用地を仮舗装し、十分な歩行者空間を確保する。

- 残事業箇所の用地取得は完了しており、陸間拡幅に先立つ河川及び土堤の切り回しの完了後、陸間本体の施工に向け現道の切り直し（仮歩道設置）を行う。
- 仮歩道において十分な歩道幅員を確保することで、通学児童の安全性を向上させる。



1) 通学路点検箇所への対策状況 (3) 通学路点検箇所の概要

No.7 渋川妙音寺線 静岡市清水区東大曲町6-8地先(静岡県静岡市)

(都)渋川妙音寺線(大曲工区)〔(市)渋川妙音寺線〕

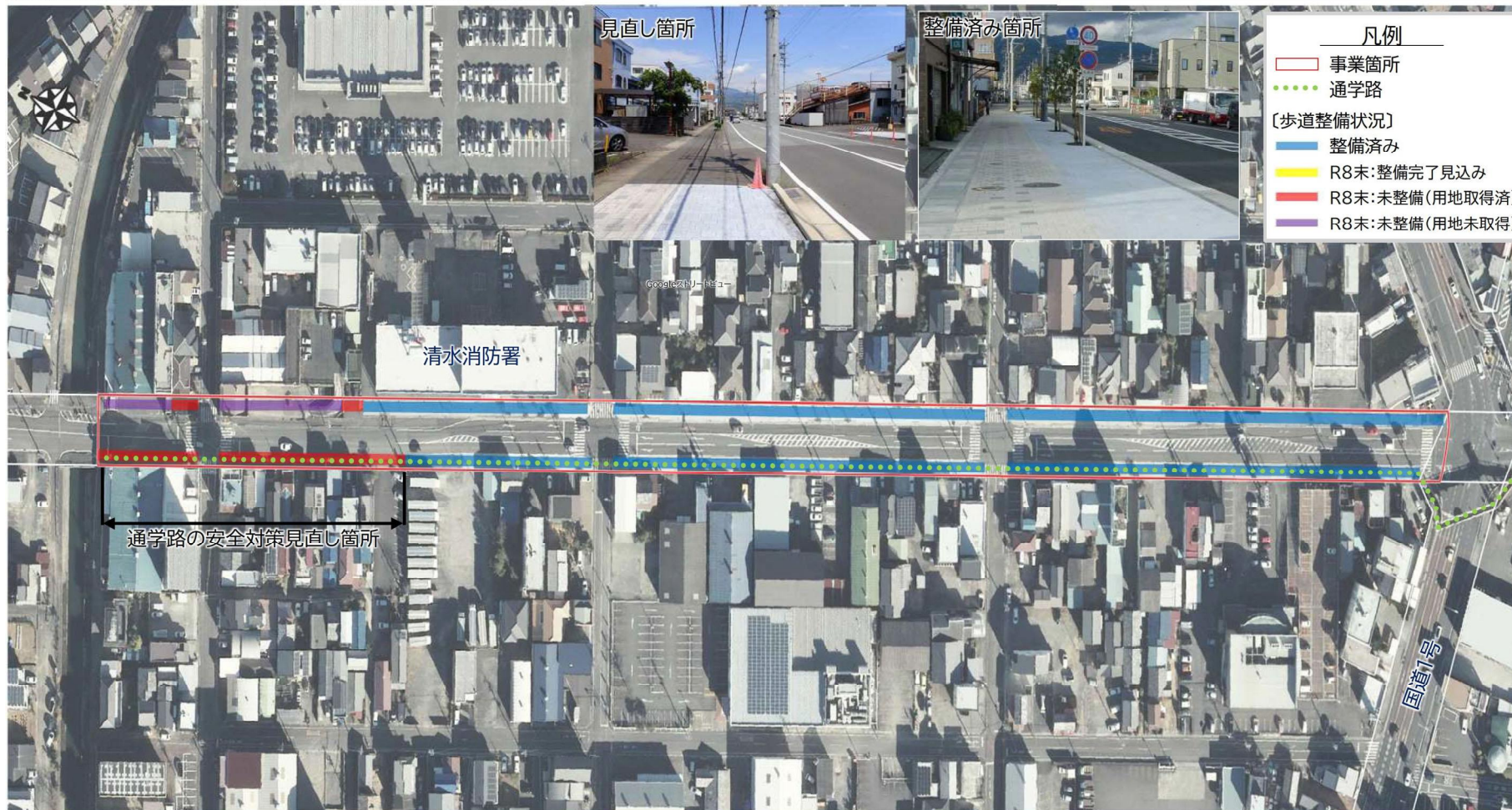
現地の状況

- 本路線は清水区中心部を南北に縦断する道路であり、国道1号大曲交差点へ接続する区間であり**交通が集中しやすい箇所**である。
- 現道には自転車歩行者道が設置されているが、狭小部では**幅員2.5mと狭隘**であり、歩行者と自転車が輻輳する状況がみられる。

【対策内容】

現道の既設歩道における安全対策を実施する。

- 残事業区間は車道路肩に余裕があるため路面標示により自転車を車道側に誘導させ、歩行者と自転車を分離し児童の安全確保を図る。



1) 通学路点検箇所対策状況 (3) 通学路点検箇所の概要

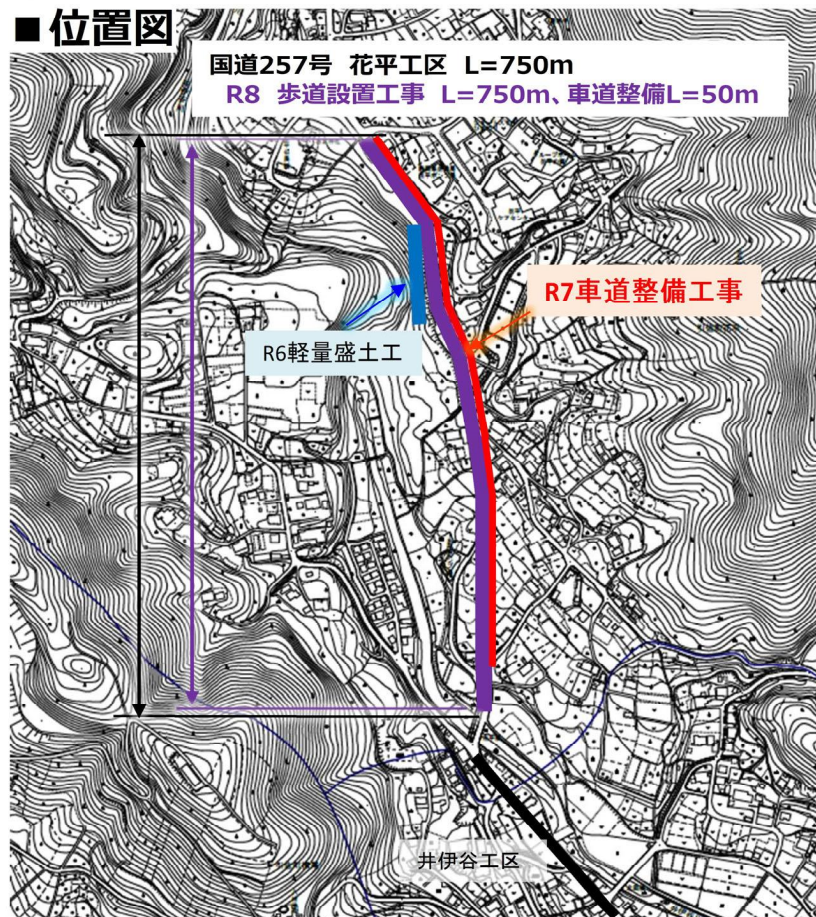
No.8 (国) 257号線 引佐町花平地先(静岡県浜松市)

【交通安全】通学路緊急点検対策(国道257号 花平工区)

■ 概要

- 令和4年度から令和8年度にかけて、歩道設置工事 L=750mを実施
- 令和6年度に、全体750mのうち100mの歩道設置のための軽量盛土工を実施
- 令和7年度に、歩道設置の先行工事として700mの車道整備工事を実施
- 令和8年度に、750mの歩道設置及び50mの車道整備を実施(完了)

■ 位置図



■ 事業内容

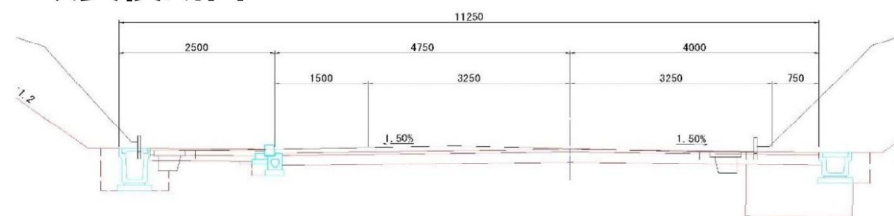
- 1) 路線名
国道257号 花平工区
- 2) 全体事業費
707.46百万円
- 3) 工事内容
○令和7年度
車道整備工事 L=700m
○令和8年度
歩道設置工事 L=750m、車道整備工事 L=50m



■ 工事スケジュール

工事年度	施工内容	R5	R6	R7	R8
R5年度未まで	詳細設計 1式、用地補償 1式	←	→		
R6年度	軽量盛土工 L=100m、用地補償 1式		←	→	
R7年度	車道整備 L=700m			←	→
R8年度	歩道設置 L=750m、車道整備 L=50m				←

■ 改良後断面



1) 通学路点検箇所への対策状況 (3) 通学路点検箇所の概要

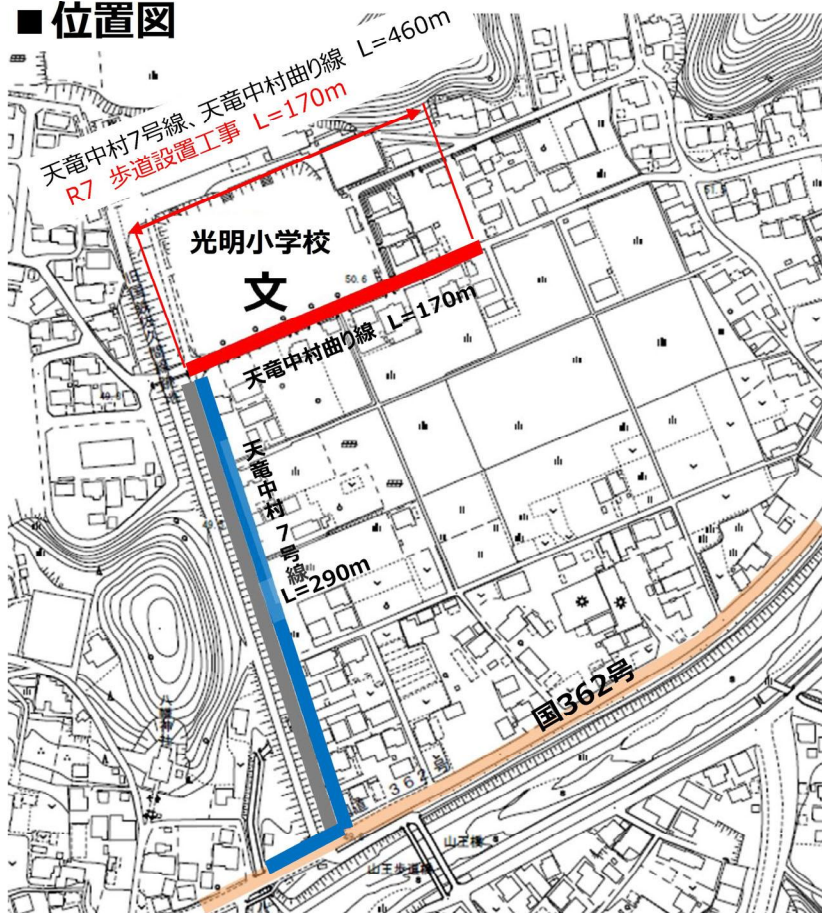
No.9 天竜中村7号線、(1) 天竜中村曲り線 山東地先(静岡県浜松市)

【交通安全】 通学路緊急点検対策 (天竜中村7号線、天竜中村曲り線 中村工区)

■ 概要

- 令和4年度から令和7年度にかけて、歩道設置工事 L=460mを実施
- 令和5年度から令和6年度に、全体460mのうち、290mを整備
- 令和7年度に、残区間170mの歩道設置を実施 (完了)

■ 位置図



■ 事業内容

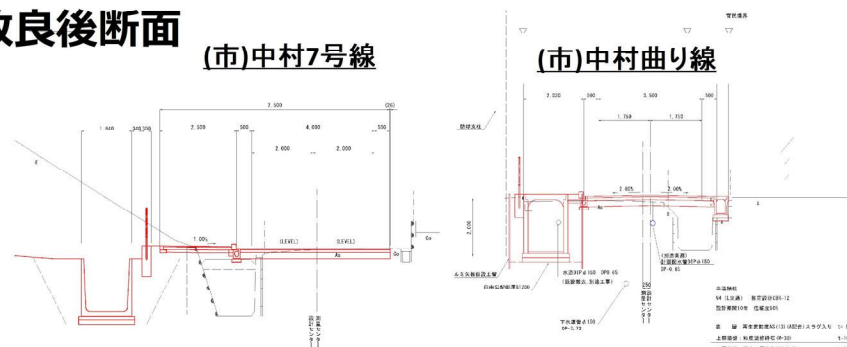
- 1) 路線名
天竜中村7号線、天竜中村曲り線 中村工区
- 2) 全体事業費
510百万円
- 3) 工事内容
○令和7年度
歩道設置工事 L=170m (完了)



■ 工事スケジュール

工事年度	施工内容	R5	R6	R7
R5-6債務	設計1式、盛土撤去、排水路改修L=290m	←→		
R6年度	排水路切替え、歩道設置 L=290m		←→	
R7年度	排水路改修、歩道設置 L=170m			←→

■ 改良後断面



1) 通学路点検箇所対策状況 (3) 通学路点検箇所の概要

No.10 市道文教町幸原線 三島市文教町2丁目21-15から17-43文教町幸原線 上岩崎公園前(静岡県三島市)

令和3年度 緊急通学路合同点検の未対策箇所の概要

【No.10】市道文教町幸原線(三島市文教町2丁目21-15から17-43 文教町幸原線 上岩崎公園前)

北中学校通学路における交通安全対策(合同点検:令和3年点検箇所)

【対策内容】
歩道設置

全体事業費	工事開始年度	工事完了年度(予定)
424百万円	平成30年度	令和8年度

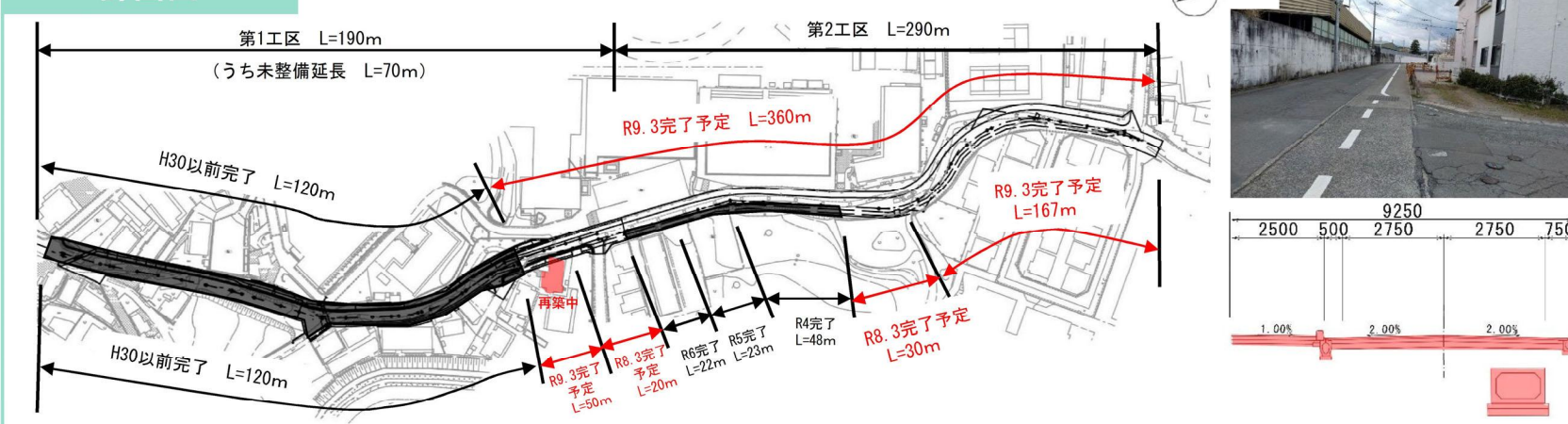
【対策実施に伴う課題と方針】

- 現在までの取組状況
全体工事延長960mのうち333m対策実施済み
- 課題
課題無し。未買収用地については契約が完了し、現在、再築中
- 方針
引き続き、残り627mの工事を実施し、令和8年度中の対策完了を予定



計画図

全体計画 L=480m (全体工事延長480×2=960m)



1) 通学路点検箇所対策状況 (3) 通学路点検箇所の概要

No.11 市道錦田大場線 谷田574地先(静岡県三島市)

令和3年度 緊急通学路合同点検の未対策箇所の概要
 【No.11】市道錦田大場線(谷田574地先)

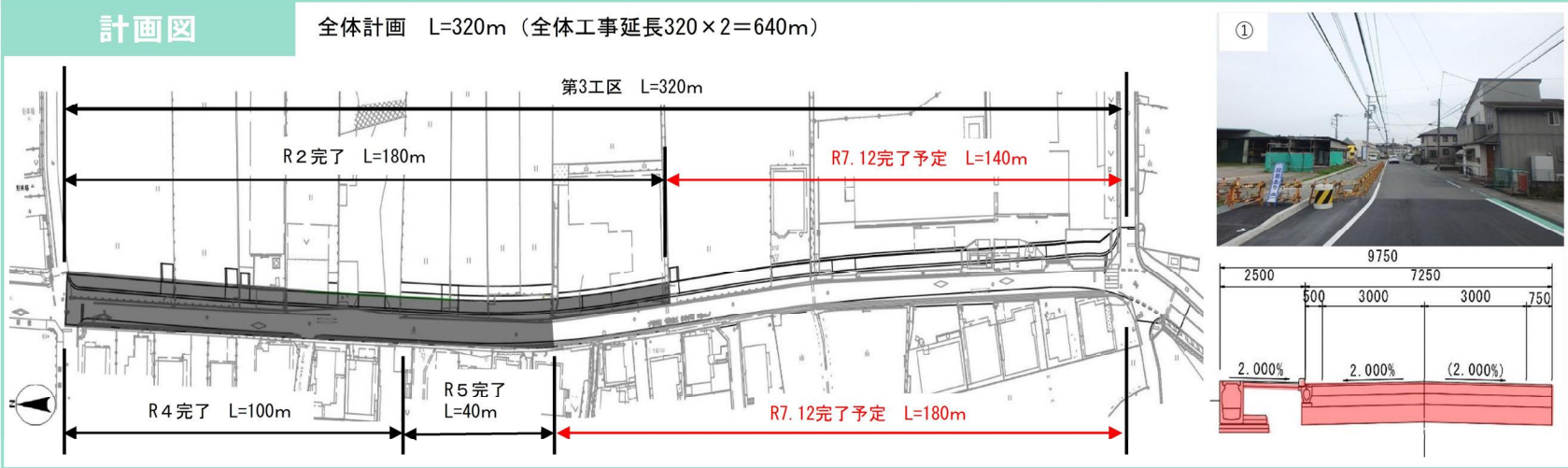
錦田小学校通学路における交通安全対策(合同点検:令和3年点検箇所)

【対策内容】
 歩道設置

全体事業費	工事開始年度	工事完了年度(予定)
311百万円	平成30年度	令和7年度

【対策実施に伴う課題と方針】

- 現在までの取組状況
 全体工事延長640mのうち320m対策実施済み
- 課題
 課題無し。現在改良工事施工中。
- 方針
 引き続き、残り320mの工事を実施し、令和7年度中の対策完了を予定



1) 通学路点検箇所対策状況 (3) 通学路点検箇所の概要

No.12 1級市道黒田山本線 黒田88-3付近(静岡県富士宮市)

令和3年度 緊急通学路合同点検の未対策箇所の概要 【No.12】1級市道黒田山本線 (黒田88-3付近)

富士宮市立黒田小学校通学路における交通安全対策
(合同点検：令和3年点検箇所)

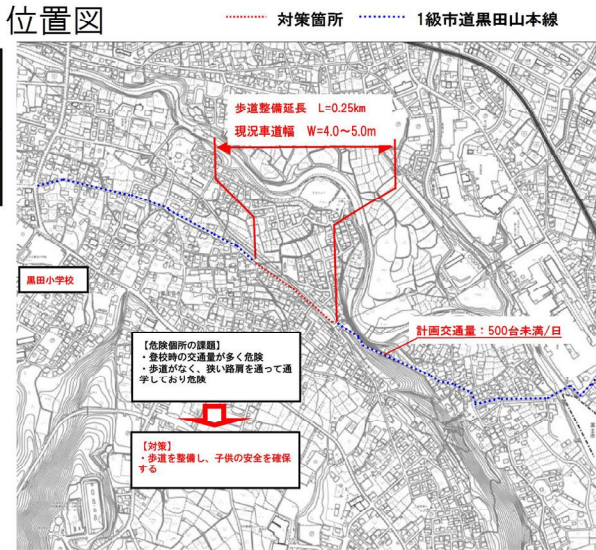
【対策内容】
歩道の設置

全体事業費	工事開始年度	工事完了年度 (予定)
105百万円	令和5年度	令和7年度

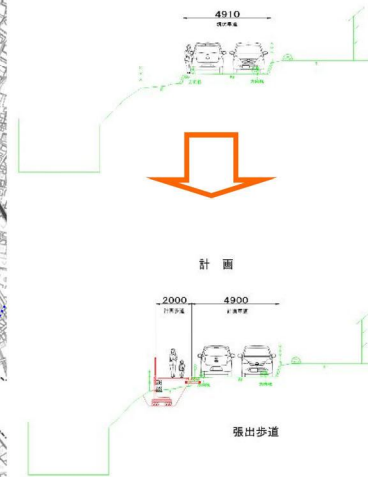
【対策実施に伴う課題と方針】

- 現在までの取組状況
全体工事延長250mのうち70m対策実施済み
- 課題
特になし
- 方針
引き続き、残り180mの工事を実施し、令和7年度中の対策完了を予定

位置図



標準断面図



R5・6完了 L=70m

R7完了予定 L=180m



1) 通学路点検箇所への対策状況 (3) 通学路点検箇所の概要

No.13 市道杉谷久保線 掛川市緑ヶ丘二丁目8-1～上張35-16番地付近(静岡県掛川市)

令和3年度 緊急通学路合同点検の未対策箇所の概要

【No.13.】市道杉谷久保線（掛川市緑ヶ丘二丁目8-1～上張35-16番地付近）

中央小学校通学路における交通安全対策(合同点検:令和3年点検箇所)

【対策内容】
道路拡幅・歩道設置

全体事業費	工事開始年度	工事完了年度(予定)
100百万円	令和7年度	令和8年度

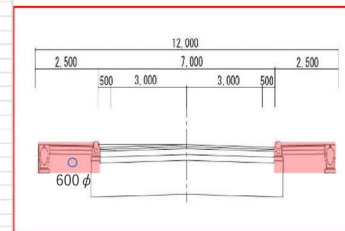
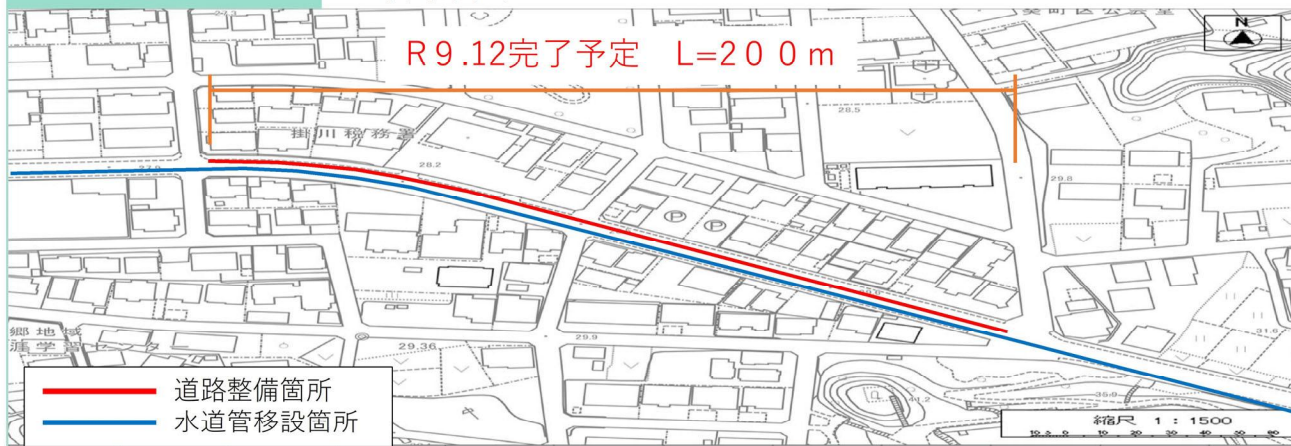
【対策実施に伴う課題と方針】

- 現在までの取組状況
道路拡幅整備完了
- 課題
当初は、令和8年度内の工事完了予定であったが、水道管の歩道内工事が実施中令和8年度完了のため、令和9年度以降でなければ歩道設置工事を行うことができない状況。
- 方針
 - ・道路拡幅については完了済み。
 - ・歩道設置については、水道管移設工事により、令和9年12月完了予定。
 - ・現在、道路拡幅については完了しており、児童等の通行空間が確保されていることから、対策内容を歩道拡幅+歩道設置から歩道拡幅+路肩設置への変更を検討中。



計画図

全体計画 L200m



1) 通学路点検箇所対策状況 (3) 通学路点検箇所の概要

No.14 倉真川堤防道 旧国道1号線沿い 秋葉神社から東へ向かう土手沿い(静岡県掛川市)

令和7年度 緊急通学路合同点検の未対策箇所の概要

【No.14.】倉真川堤防道（旧国道1号線沿い。秋葉神社から東へ向かう土手沿い）

倉真小学校通学路における交通安全対策(合同点検:令和3年点検箇所)

【対策内容】

フェンス修繕

全体事業費	工事開始年度	工事完了年度 (予定)
100百万円	令和7年度	令和7年度

【対策実施に伴う課題と方針】

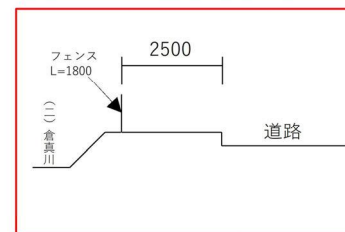
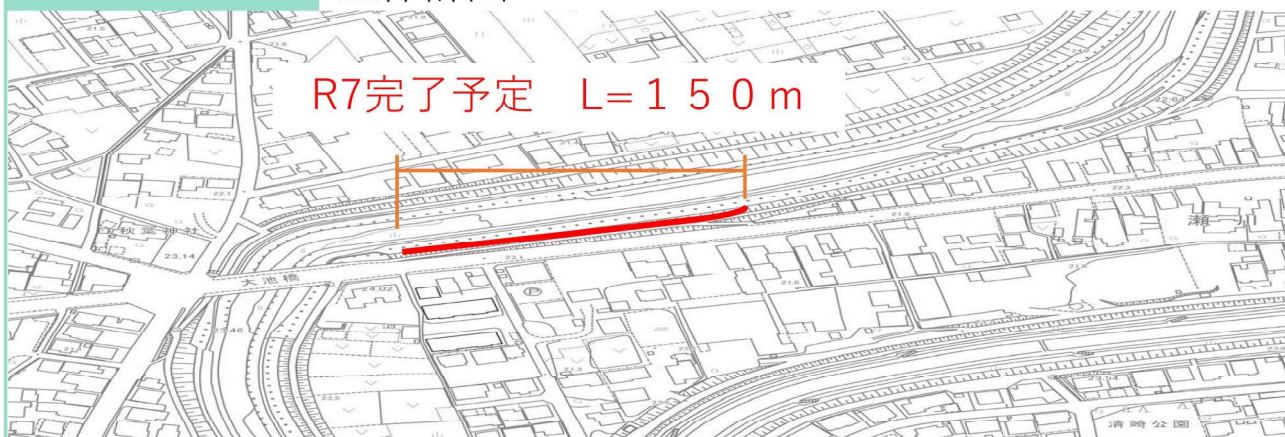
- 現在までの取組状況
袋井土木事務所(維持管理課)と打合せを7・8月に実施予定(工事未着工)
- 課題
河川協議の打合せを実施後、10月頃工事着手予定
- 方針
フェンス修繕を実施、令和7年度施工完了予定。



計画図

全体計画 L = 150 m

R7完了予定 L = 150 m



1) 通学路点検箇所への対策状況 (3) 通学路点検箇所の概要

No.15 町道一藤五明線 明治町：明治町公会堂(静岡県森町)

令和3年度 緊急通学路合同点検の未対策箇所の概要
 【No.15】町道一藤五明線（明治町：明治町公会堂）

森小学校通学路における交通安全対策(合同点検:令和3年点検箇所)

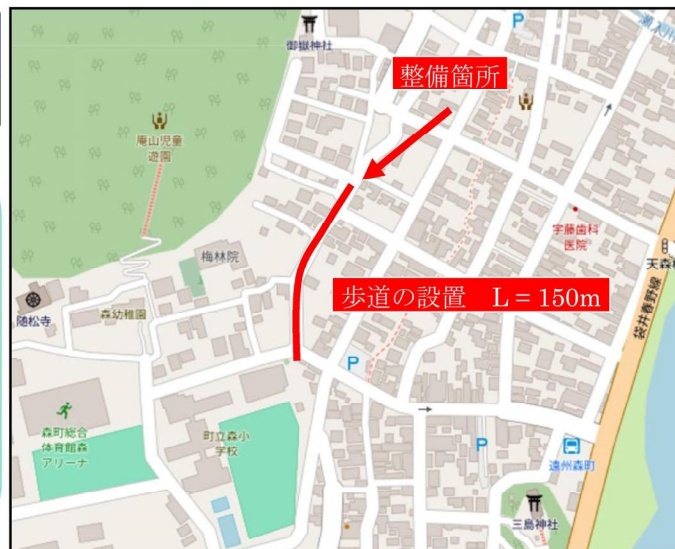
【対策内容】

歩道設置

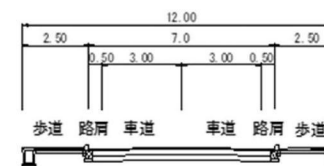
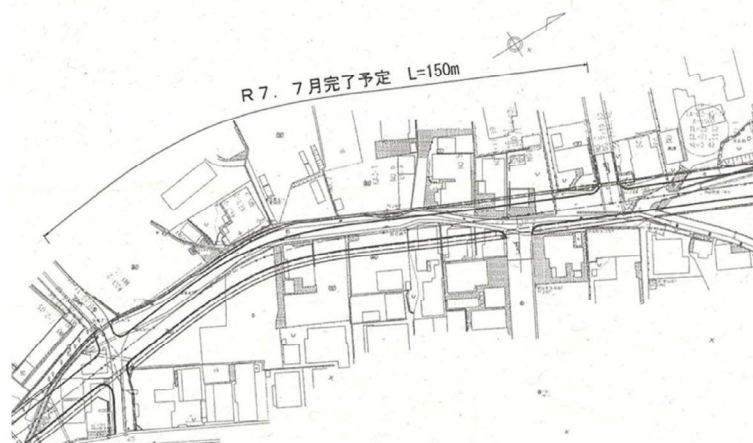
全体事業費	工事開始年度	工事完了年度 (予定)
224百万円	令和6年度	令和7年度

【対策実施に伴う課題と方針】

- 現在までの取組状況
全体工事延長150mのうち全て対策実施済
- 課題
特になし
- 方針
全て対策実施済み



計画図



1) 通学路点検箇所対策状況

【参考】「通学路等における交通安全の確保及び飲酒運転の根絶に係る緊急対策」の概要

- 令和3年6月28日に八街市で発生した児童の交通死亡事故等をうけ、交通安全対策に関する関係閣僚会議が開催、「通学路等における交通安全の確保及び飲酒運転の根絶に係る緊急対策」を取りまとめた。
- 「通学路等における交通安全の確保」については、生活道路における歩行中・自転車乗用中の死亡事故の削減と密接に関連。

■ 「通学路等における交通安全の確保及び飲酒運転の根絶に係る緊急対策」の骨子

1. 通学路等における交通安全の確保

- (1) 通学路における合同点検の実施及び対策必要箇所の抽出
- (2) 合同点検で抽出した対策必要箇所の対策案の検討・作成
- (3) 子供の安全な通行を確保するための道路交通環境の整備の推進
- (4) 「可搬式速度違反自動取締装置」の更なる整備の推進及び効果的な速度違反取締り
- (5) 子供を始めとする歩行者の安全確保のための交通安全教育・指導取締り
- (6) 登下校時の子供の安全確保
- (7) 「未就学児等及び高齢運転者の交通安全緊急対策」に基づく安全安心な歩行空間の確保

2. 飲酒運転の根絶

- (1) 安全運転管理者の未選任事業所の一掃等、飲酒運転の根絶に向けた使用者対策の強化
- (2) 飲酒運転の根絶に向けた交通安全教育及び広報啓発活動等の推進
- (3) 飲酒運転等の根絶に向けた取締りの一層の強化
- (4) 運送事業用自動車での飲酒運転根絶に向けた取組強化

1) 通学路点検箇所対策状況

【参考】「通学路等における交通安全の確保及び飲酒運転の根絶に係る緊急対策」の概要

1. 通学路等における交通安全の確保

(1) 通学路における合同点検の実施及び対策必要箇所の抽出

- 全国の市町村(特別区を含む。以下同じ。)立小学校の通学路を対象に合同点検を実施。
- 放課後児童クラブの来所・帰宅経路についても、市町村立小学校が行う合同点検を踏まえつつ、安全点検を実施。
- これまで危険・要注意箇所として、道路が狭い、見通しが悪い等を例示していたところ、このような箇所に加え、
 - ・ 見通しのよい道路や幹線道路の抜け道となっている道路など車の速度が上がりやすい箇所や大型車の進入が多い箇所
 - ・ 過去に事故に至らなくてもヒヤリハット事例があった箇所
 - ・ 保護者、見守り活動者、地域住民等から市町村への改善要請があった箇所等の観点も踏まえ、危険箇所をリストアップし、合同点検及び対策必要箇所の抽出を令和3年9月末までを目途に実施。

(2) 合同点検で抽出した対策必要箇所の対策案の検討・作成

- (1)で抽出した対策必要箇所について、令和3年10月末までを目途に対策案を検討・作成。
- 速度規制や登下校時間帯に限った車両通行止め、通学路の変更、スクールガード等による登下校時の見守り活動の実施等によるソフト面での対策に加え、歩道やガードレール、信号機、横断歩道等の交通安全施設等の整備等によるハード面での対策を適切に組み合わせるなど、地域の実情に対応した、効果的な対策を検討し、可能なものから速やかに実施。

(3) 子供の安全な通行を確保するための道路交通環境の整備の推進

- 歩道の設置・拡充、歩行者と自動車・自転車の利用空間の分離、ガードレール等の防護柵などの交通安全施設等の整備、無電柱化、踏切対策など、子供の視点に立った交通安全対策を推進。
- 信号機の歩車分離化、信号灯器のLED化、横断歩道の設置・更新、路側帯の設置・拡幅、標識の高輝度化等を行うなど、子供の安全な通行空間を確保するための交通安全施設等の整備。
- ゾーン30※1をはじめとする低速度規制を的確に実施するとともに、効果的にハンプ等の物理的デバイスの設置を進め、通学路等における速度抑制・通過交通の進入抑制対策を推進。
- スクールゾーンを設定するほか、登下校時間帯に限った車両通行止めをはじめとする各種交通規制を的確に実施するとともに、当該規制の実効性を確保するため、登下校時間帯に重点を置いた、交通事故抑止に資する交通指導取締りを推進。

※1区域を設定して最高速度30Km/hの区域内における速度を規制するとともに、ハンプや狭くといった物理的デバイスの設置による生活道路対策を推進するもの。

2) ゾーン30プラスについて (1) ゾーン30プラスの取り組み

各地区の取り組みの詳細は国土交通省ホームページにて公開しています。
https://www.mlit.go.jp/report/press/road01_hh_001948.html

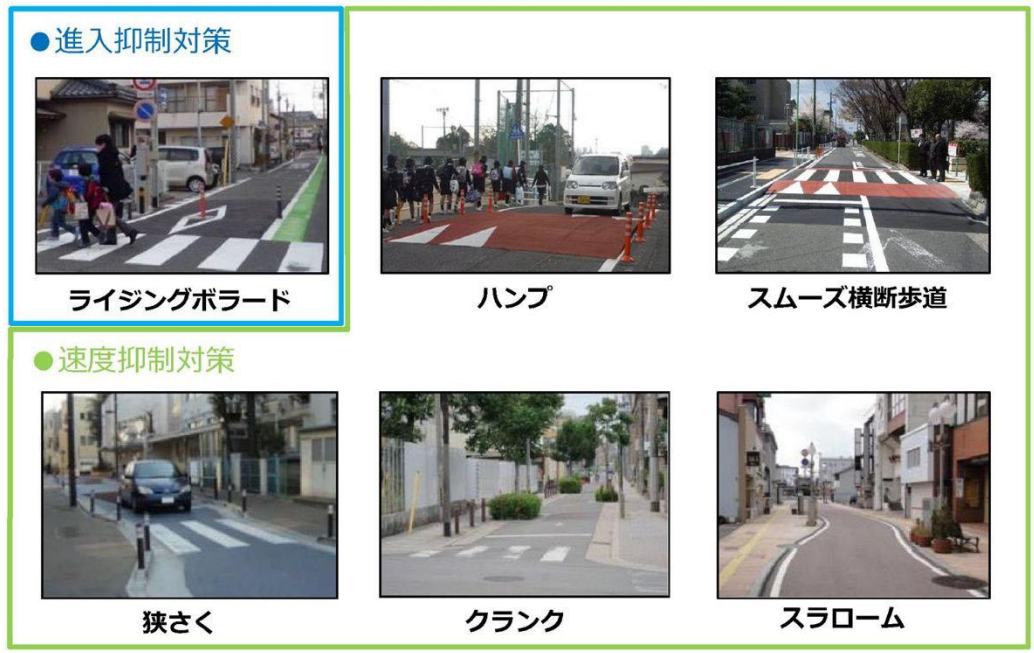
- 最高速度30km/hの区域規制と物理的デバイスとの適切な組合せにより交通安全の向上を図ろうとする区域を「ゾーン30プラス」として設定
- 道路管理者と警察が緊密に連携し、地域住民等の合意形成を図りながら、生活道路における人優先の安全・安心な通行空間を整備
- 263地区において整備計画を策定（令和7年3月末時点）



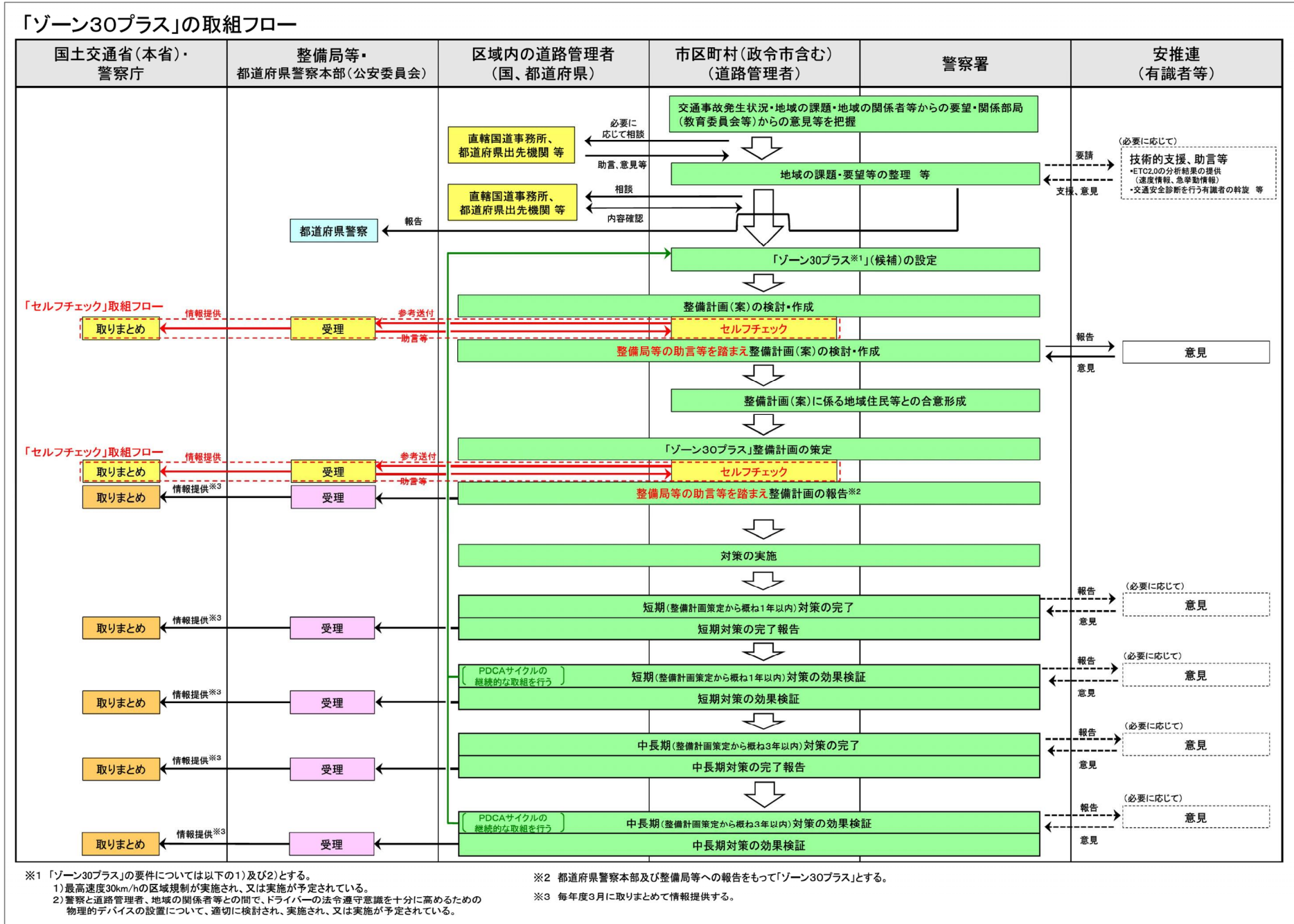
<警察による交通規制>



<道路管理者による物理的デバイスの設置>



2) ゾーン30プラスについて (1) ゾーン30プラスの取り組み



2) ゾーン30プラスについて (1) ゾーン30プラスの取り組み

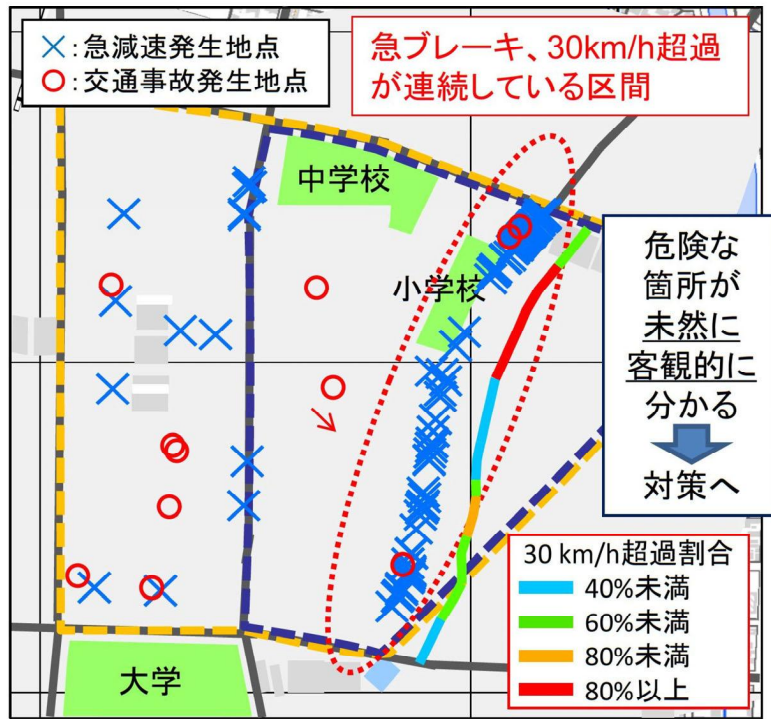
国土交通省 ETC2.0施策活用より
<https://www.mlit.go.jp/road/ITS/j-html/etc2/pdf/11.pdf>

ビッグデータを活用した生活道路の交通安全対策

○ビッグデータの活用により潜在的な危険箇所を特定し、速度抑制や通過交通進入抑制の対策を実施

■ETC2.0のビッグデータの活用により
速度超過、急ブレーキ発生、抜け道等
潜在的な危険箇所を特定

■効果的、効率的な対策の立案・実施
【対策メニュー例】



走行速度を抑制する



凸部(ハンプ)



狭さく



ゾーン30
(都道府県公安委員会)

生活道路への進入を抑制



ライジングボラード

歩行者の空間を確保する



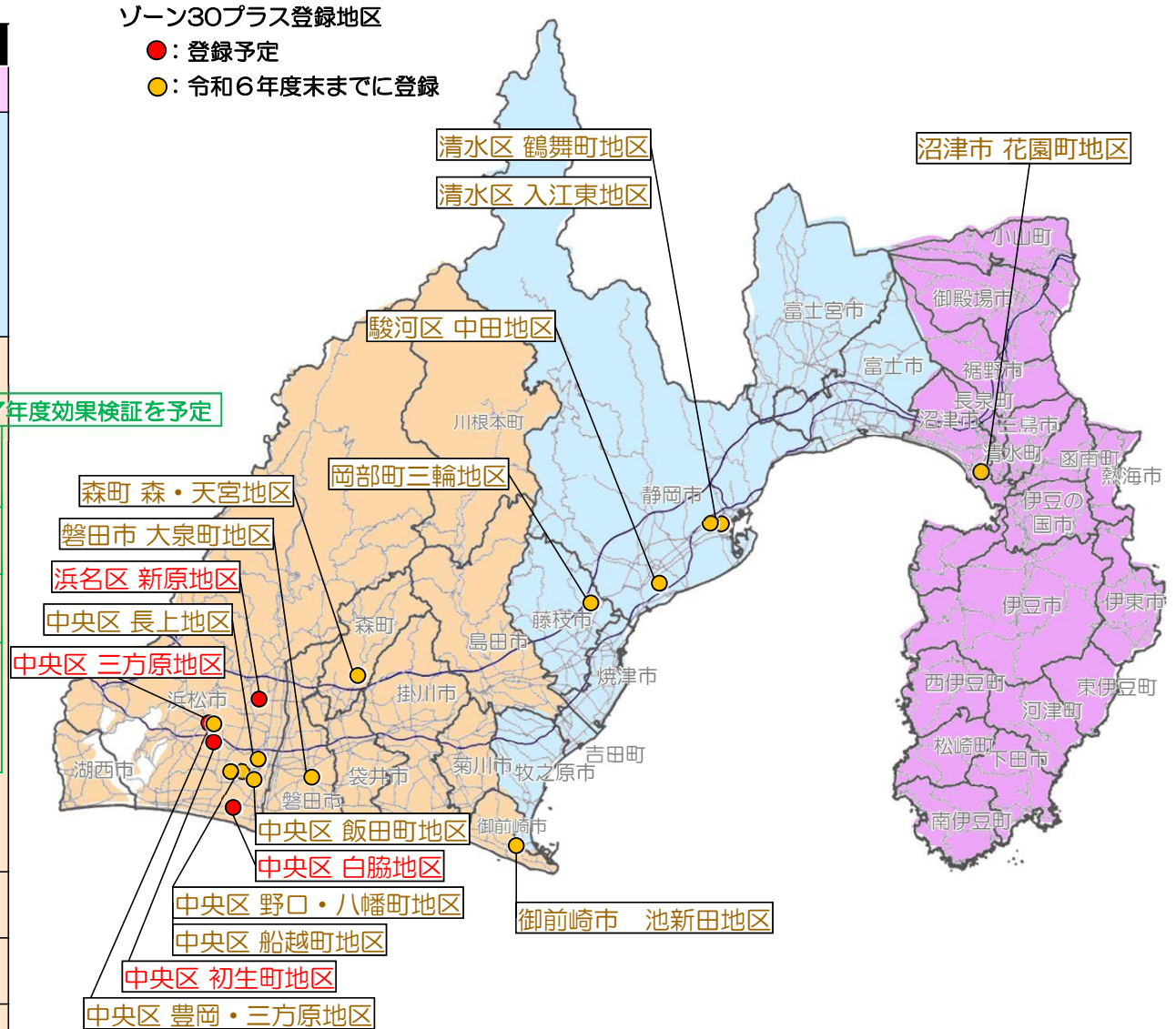
路肩のカラー舗装

2) ゾーン30プラスについて (2) 静岡県におけるゾーン30プラス

- ・令和6年度末時点の県内のゾーン30プラス登録箇所は13地区。(令和7年6月17日時点)
- ・令和7年度は新たに対策を実施した4地区に対して**対策の効果検証**を行うとともに、新たなエリアの設定に向け検討を推進。

■ 静岡県内のゾーン30プラス登録地区

No.	自治体	地区名	登録年度	整備年度	効果検証	担当
1	沼津市	花園町	R3	R4	R5	沼国
2	静岡市	清水区 鶴舞町 (入江西)	R3	R3	R5	静岡国
3	静岡市	清水区 入江東	R4	R4	R5	
4	静岡市	駿河区 中田	R4	R5	R6	
5	藤枝市	岡部町三輪	R6	R7 (予定)	R7 (予定)	
6	浜松市	中央区 野口・八幡町	R4	R4.11	R6.3	静岡国
7	浜松市	中央区 船越町	R4	R4.11	R6.3	
8	磐田市	大泉町	R4	R5.8	R6.3	静岡国
9	浜松市	中央区 長上	R5	R6.3	R7 (予定)	
10	浜松市	中央区 飯田町	R5	R5.12	R7 (予定)	浜国
11	御前崎市	池新田	R5	R6.5	R7.3 (予定)	
12	森町	森・天宮	R5	R11.3 (予定)	R11 (予定)	静岡国
13	浜松市	中央区 豊岡・三方原	R6	R7	R7 (予定)	
14	浜松市	中央区 初生町	R7.9 (予定)	R8.3 (予定)	R8 (予定)	静岡国
15	浜松市	浜名区 新原	R7.12 (予定)	R8.3 (予定)	R9 (予定)	
16	浜松市	中央区 三方原	R7.12 (予定)	R8.3 (予定)	R9 (予定)	静岡国
17	浜松市	中央区 白脇	R7.12 (予定)	R13.3 (予定)	R13 (予定)	



3) 小学校モデル地域について (1) 交通安全対策のメニューと事例

・小学校等周辺の面的な交通安全対策を促進する「モデル地域」での対策内容に関する「新技術活用」の促進に向けた事例を紹介。
 ・令和7年の秋頃には、対策の進捗状況と合わせて、新技術の活用状況の確認を行う予定。(各地区で一つは新技術を活用してもらえると大変ありがたいです。)

■これまでに取り組まれている対策メニュー (★：新技術参照)

用途	単路部	交差点	
進入抑制		<ul style="list-style-type: none"> ・ライジングボラード ・スムーズ横断歩道 ・バリケードの設置 ・交差点狭さく ・ラウンドアバウト★① ・交差点遮断★⑦ ・幹線道路の渋滞対策 ・交通規制(一方通行規制等) 	
速度抑制	<ul style="list-style-type: none"> ・ハンブ ・スムーズ横断歩道 ・狭さく ・シケイン ・路面標示★⑬～⑮ 	<ul style="list-style-type: none"> ・警戒標識 ・速度検知センサー★⑩～⑫ ・ブロック系舗装 	<ul style="list-style-type: none"> ・ハンブ ・スムーズ横断歩道 ・狭さく ・路面標示 ・警戒標識 ・カラー舗装 ・ブロック系舗装 ・歩行者感知システム★⑥ ・交差点改良
歩行空間	<ul style="list-style-type: none"> ・歩道設置 ・歩道拡幅 ・路側帯拡幅 ・無電柱化 ・自転車通行空間 ・踏切拡幅 ・防護柵★⑦ ・カラー舗装 ・ブロック系舗装 ・ラバーポール等の設置 	<ul style="list-style-type: none"> ・外側線の高輝度化 ・二段階横断施設★② ・側溝の改修 ・平張コンクリート設置 ・歩車共存道路等 ・横断者注意喚起システム★③ ・スポットライト★④ ・歩行者誘導システム★⑧ ・青色蓄光標識デザイン★⑨ 	<ul style="list-style-type: none"> ・防護柵 ・歩道だまりの確保 ・グリーンスポット★⑤ ・歩行者感知システム★⑥ ・出会い頭注意喚起システム★⑩

新技術の適用と事例

交通安全対策のメニュー その1

目的	幹線道路から生活道路への意識づけ		
対策	①ラウンドアバウト	安全な歩行者横断の支援	
対策		②二段階横断施設	③横断者注意喚起機器
イメージ			
設置箇所	大阪府堺市（北区新金岡町地区）	宮崎県児湯郡川南町	茨城県神栖市
設置管理者	道路管理者（堺市）	幹線道路管理者（宮崎河川国道事務所）	道路管理者（神栖市）
概要	交差点の車両間交錯を無信号交差点より少なくし、交差点の安全性向上を図る	交通島の設置により、横断時の横断距離の短縮、容易な安全確認が容易となり、乱横断を抑制	信号機のない横断歩道において横断時に注意喚起
出典	http://www.mlit.go.jp/road/road/traffic/sesaku/pdf/radm-jirei/3-11.pdf	https://www.mlit.go.jp/road/road/traffic/sesaku/pdf/radm-jirei/3-11.pdf	https://www.mlit.go.jp/kikaku/kenkyu/h26/pdf/01.pdf
目的	安全な歩行者横断の支援		
対策	④スポットライト（スマート横断歩道）	⑤グリーンスポット	⑥歩行者感知システム
イメージ			
設置箇所	海外（欧州）	埼玉県	高知県高知市（河ノ瀬町交差点）
設置管理者	【Bercman】	道路管理者（埼玉県）	幹線道路管理者（土佐国道事務所）
概要	カメラとセンサーを用い道路利用者を検知し、歩行者には音声警告、運転者にはLEDライトの点滅で注意喚起	横断歩道を安全に渡るため、ガードレールやカラー舗装、路面表示などを設置	横断歩行者・自転車の右左折車両への視認性向上を図るため、歩行者感知システムを設置
出典	https://www.bercman.com/products/smart-pedestrian-crosswalk/	http://www.mlit.go.jp/kikaku/kenkyu/h26/pdf/01.pdf	https://www.skr.mlit.go.jp/kikaku/kenkyu/h26/pdf/01.pdf

新技術の適用と事例

交通安全対策のメニュー その2

目的	狭い道路での歩行者と車両の分離		歩行者の誘導	
対策	⑦ 断面幅の小さい防護柵		⑧ 歩行者誘導システム	⑨ 青色蓄光標識デザイン
イメージ				
設置箇所	-		横浜国立大学西門（社会実験）	大阪府枚方市
設置管理者	【積水樹脂（生活道路用柵Lp）】		-	道路管理者（枚方市）
概要	防護柵設置に伴う路肩等の幅員縮小の影響を低減		路面に価値創造型ユニバーサルデザインを施工歩行者等に自発的な行動変容のきっかけを作る	道路の側道に青色蓄光デザインシートを貼り付け、電力供給等なしで夜間の照明を確保
出典	https://www.sekisuijushi.co.jp/products/saku/product/ap/ap_lp.html		https://shikakeology.org/pdf/SIG-TBC-010-10.pdf	https://www.mlit.go.jp/road/demopro/plan/pdf/r04/r04_oosakafu-hirakatashi.pdf
目的	速度超過車両への注意喚起			
対策	⑩ 車両速度感知可変標示システム	⑪ 速度超過注意喚起システム	⑫ 速度超過車両検知システム	
イメージ				
設置箇所	-		佐賀県杵島郡江北町	静岡県裾野市
設置管理者	【KiCTEC（車両速度感知可変標示システム）】		幹線道路管理者（佐賀国道事務所）	自治体（裾野市）
概要	車両の速度を感知して、ドライバーに制限速度以内か否かを知らせる		AIカメラと電光掲示板を連動させたシステムであり、規制速度を超過した車両に注意喚起を行う	AIカメラやセンサーなどを搭載した道路灯とローカル5Gを利用し、速度超過した車両などを検知
出典	https://www.kictec.co.jp/wordpress/wp-content/uploads/3-4_Vehicle-speed-sensing-display.pdf		https://www.icca.or.jp/files/achievement/hokoku_etc/r05qyomukenkyu/4-6.pdf	https://www.soumu.go.jp/main_content/000969743.pdf

新技術の適用と事例

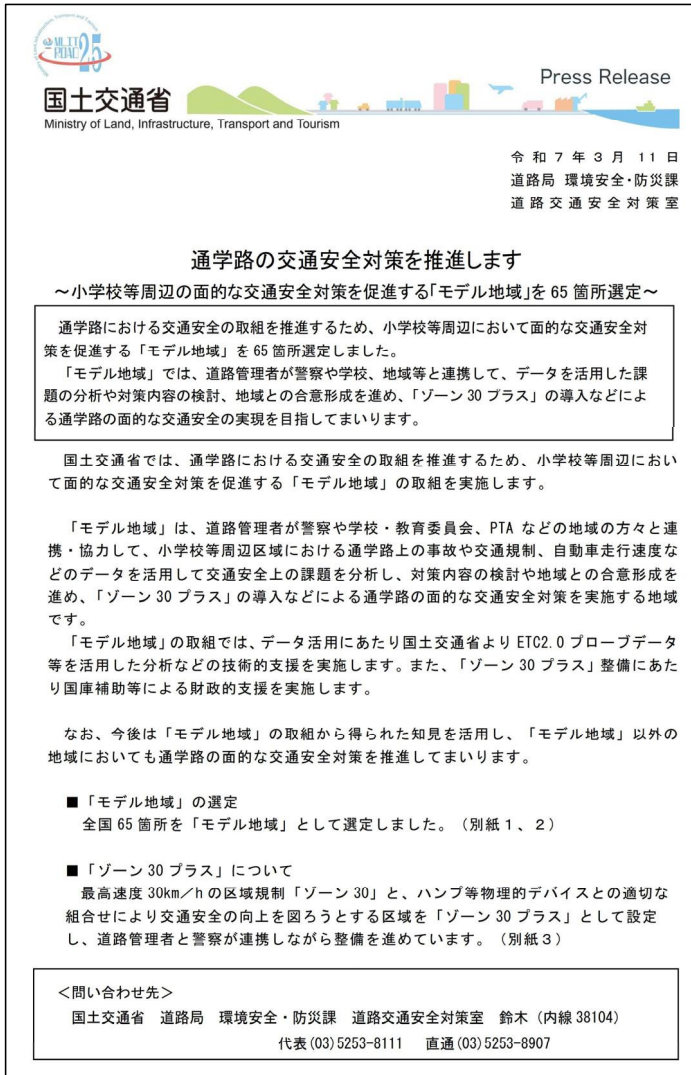
交通安全対策のメニュー その3

目的	視覚的な速度抑制		
対策	⑬トリックアート路面標示（ハンプ）	⑭トリックアート路面標示（狭さく）	⑮トリックアート横断歩道
イメージ			
設置箇所	神奈川県大和市	神奈川県大和市	三重県伊勢市
設置管理者	道路管理者（大和市）	道路管理者（大和市）	道路管理者（三重県）
概要	段差があるように標示方法を工夫し速度を低減	狭さくがあるように標示方法を工夫し速度を低減	立体に見える横断歩道の設置により、通行車両の一時停止を促す
出典	https://withnews.jp/article/f0240223000qq0000000000000000W0ij10101qq000026636A	https://withnews.jp/article/f0240223000qq0000000000000000W0ij10101qq000026636A	https://x.com/mie_kendoseibi/status/1818104225055773066
目的	物理的な通過交通の排除		
対策	⑯出会い頭注意喚起システム	⑰交差点遮断	ゲートによる通行規制（参考）
イメージ			
設置箇所	兵庫県高砂市	兵庫県尼崎市	フランスパリ市
設置管理者	道路管理者（高砂市）	道路管理者（尼崎市）	-
概要	脇道から出てくる車両を検知し、看板に点灯表示することで注意喚起を促す	道路空間の一部を遮断し、交通量を制御	道路にゲートを設け、車両通行規制を実施 沿道住民や通行を許可された業者等が鍵を保有
出典	https://www.facebook.com/takasaqcity/posts	https://www.city.kokubunji.tokyo.jp/_res/projects/default_project/_page_001/030/317/00017.pdf	-

3) 小学校モデル地域について (2) 静岡県内における「モデル地域」の状況

- ・令和7年3月に「通学路における交通安全の取組を推進するため、小学校等周辺において面的な交通安全対策を促進する「モデル地域※」」を全国で65地区選定。
※関係者が連携して課題分析や対策検討、地域との合意形成を進め、「ゾーン30 プラス」の導入などによる通学路の面的な交通安全の実現を目指す地域。
- ・静岡県内では「静岡市清水区桜が丘」と「浜松市中央区初生町」の2地域が該当。
- ・令和8年度の事業化の目標に向けて、進捗・連携状況等の確認を実施。

■ 小学校等周辺の「モデル地域」に関する通達



国土交通省
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

令和7年3月11日
道路局 環境安全・防災課
道路交通安全対策室

通学路の交通安全対策を推進します
～小学校等周辺の面的な交通安全対策を促進する「モデル地域」を65箇所選定～

通学路における交通安全の取組を推進するため、小学校等周辺において面的な交通安全対策を促進する「モデル地域」を65箇所選定しました。
「モデル地域」では、道路管理者が警察や学校、地域等と連携して、データを活用した課題の分析や対策内容の検討、地域との合意形成を進め、「ゾーン30 プラス」の導入などによる通学路の面的な交通安全の実現を目指してまいります。

国土交通省では、通学路における交通安全の取組を推進するため、小学校等周辺において面的な交通安全対策を促進する「モデル地域」の取組を実施します。

「モデル地域」は、道路管理者が警察や学校・教育委員会、PTAなどの地域の方々と連携・協力して、小学校等周辺区域における通学路上の事故や交通規制、自動車走行速度などのデータを活用して交通安全上の課題を分析し、対策内容の検討や地域との合意形成を進め、「ゾーン30 プラス」の導入などによる通学路の面的な交通安全対策を実施する地域です。

「モデル地域」の取組では、データ活用にあたり国土交通省よりETC2.0プローブデータ等を活用した分析などの技術的支援を実施します。また、「ゾーン30 プラス」整備にあたり国庫補助等による財政的支援を実施します。

なお、今後は「モデル地域」の取組から得られた知見を活用し、「モデル地域」以外の地域においても通学路の面的な交通安全対策を推進してまいります。

■ 「モデル地域」の選定
全国65箇所を「モデル地域」として選定しました。(別紙1、2)

■ 「ゾーン30 プラス」について
最高速度30km/hの区域規制「ゾーン30」と、ハンブ等物理的デバイスとの適切な組合せにより交通安全の向上を図ろうとする区域を「ゾーン30 プラス」として設定し、道路管理者と警察が連携しながら整備を進めています。(別紙3)

<問い合わせ先>
国土交通省 道路局 環境安全・防災課 道路交通安全対策室 鈴木(内線38104)
代表(03)5253-8111 直通(03)5253-8907

■ 静岡県内における「モデル地域」

No	市町村	事業主体	地域名	検討進捗状況	令和7年度以降のスケジュール
1	静岡市	政令市	清水区桜が丘	<ul style="list-style-type: none"> ・令和6年度 現況データ分析を実施(事故・急減速・速度・台数・抜け道) ・上記分析後にエリア内の病院が移設、再度分析実施を想定 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域内で施設(病院)の移転があったため、現状でのデータ分析を実施する ・自治会、学校、交通管理者と立会を実施し、問題点を共有するとともに、対策箇所を検討する
2	浜松市	政令市	中央区初生町	<ul style="list-style-type: none"> ・ゾーン30プラスの候補箇所として想定 ・令和6年度 現況データ分析を実施(事故・急減速・速度・台数・抜け道) ・地元対策検討会実施 ・物理的デバイス設置予定箇所の近隣地権者と調整中 	<ul style="list-style-type: none"> ・令和7年9月ゾーン30プラスエリア設定目標 ・令和8年3月対策完了目標

3) 小学校モデル地域について (3) モデル地域の概要

No.1 静岡市清水区 桜が丘地区

「モデル地域」の取組について

令和7年7月18日
静岡市 道路保全課 交通安全施設係

1. 「モデル地域」とは



令和7年3月11日
道路局 環境安全・防災課
道路交通安全対策室

通学路の交通安全対策を推進します

～小学校等周辺における面的な交通安全対策を促進する「モデル地域」を65箇所選定～

通学路における交通安全の取組を推進するため、小学校等周辺において面的な交通安全対策を促進する「モデル地域」を65箇所選定しました。

「モデル地域」では、道路管理者が警察や学校、地域等と連携して、データを活用した課題の分析や対策内容の検討、地域との合意形成を進め、「ゾーン30プラス」の導入などによる通学路の面的な交通安全の実現を目指してまいります。

国土交通省では、通学路における交通安全の取組を推進するため、小学校等周辺において面的な交通安全対策を促進する「モデル地域」の取組を実施します。

「モデル地域」は、道路管理者が警察や学校・教育委員会、PTAなどの地域の方々と連携・協力して、小学校等周辺区域における通学路上の事故や交通規制、自動車走行速度などのデータを活用して交通安全上の課題を分析し、対策内容の検討や地域との合意形成を進め、「ゾーン30プラス」の導入などによる通学路の面的な交通安全対策を実施する地域です。

「モデル地域」の取組では、データ活用にあたり国土交通省よりETC2.0プローブデータ等を活用した分析などの技術的支援を実施します。また、「ゾーン30プラス」整備にあたり国庫補助等による財政的支援を実施します。

なお、今後は「モデル地域」の取組から得られた知見を活用し、「モデル地域」以外の地域においても通学路の面的な交通安全対策を推進してまいります。

■ 「モデル地域」の選定

全国65箇所を「モデル地域」として選定しました。（別紙1、2）

■ 「ゾーン30プラス」について

最高速度30km/hの区域規制「ゾーン30」と、ハンプ等物理的デバイスとの適切な組み合わせにより交通安全の向上を図ろうとする区域を「ゾーン30プラス」として設定し、道路管理者と警察が連携しながら整備を進めています。（別紙3）

(一部抜粋) 別紙1

小学校等周辺において面的な交通安全対策を促進する「モデル地域」一覧

	都道府県	市区町村	地区名
35	岐阜県	関市	旭ヶ丘地区
36	静岡県	静岡市	清水区桜が丘
37	静岡県	浜松市	中央区初生町
38	愛知県	大口町	御供所一丁目
39	三重県	菰野町	朝上
40	福井県	小浜市	和久里・生守
41	滋賀県	近江八幡市	近江八幡駅前北地区
42	大阪府	藤井寺市	恵美坂1丁目
43	兵庫県	朝来市	和田山町竹田
44	兵庫県	朝来市	和田山町枚田岡
45	兵庫県	朝来市	和田山町和田山

【目的】

通学路の交通安全対策(生活道路の交通安全対策ではない)

【整備過程】

「ゾーン30プラス」の導入

- ・最高速度30km/hの区域規制
- ・ハンプ等物理的デバイス

【整備方針】

・道路管理者で分析後、地区内の自治会、学校、交通管理者(警察)等と立会→問題点の共有とともに対策箇所を検討

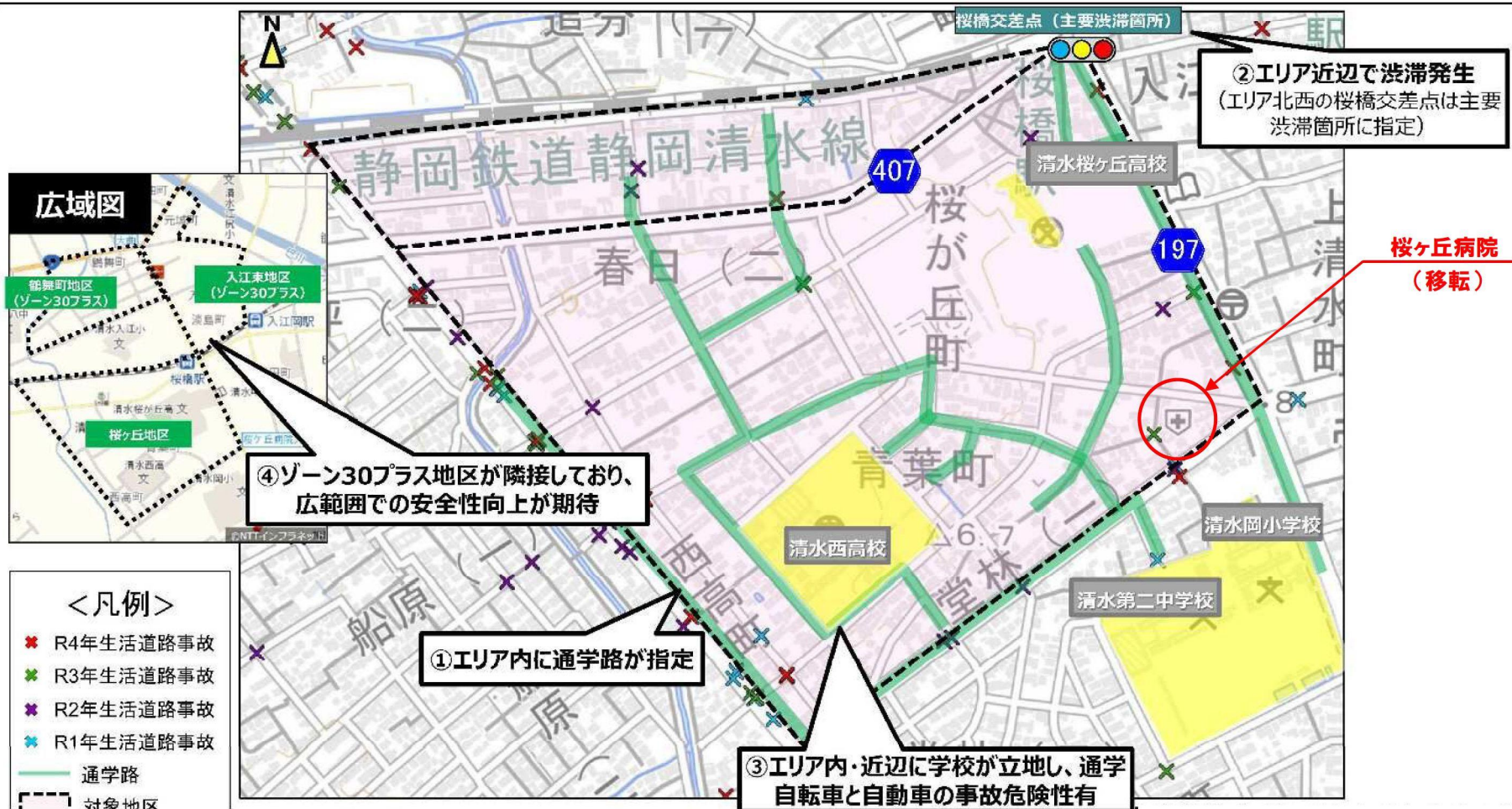
【情報支援】

・国土交通省(静岡国道事務所)より、車両の速度や台数等を集積したデータ提供

2. 「モデル地域」の特性

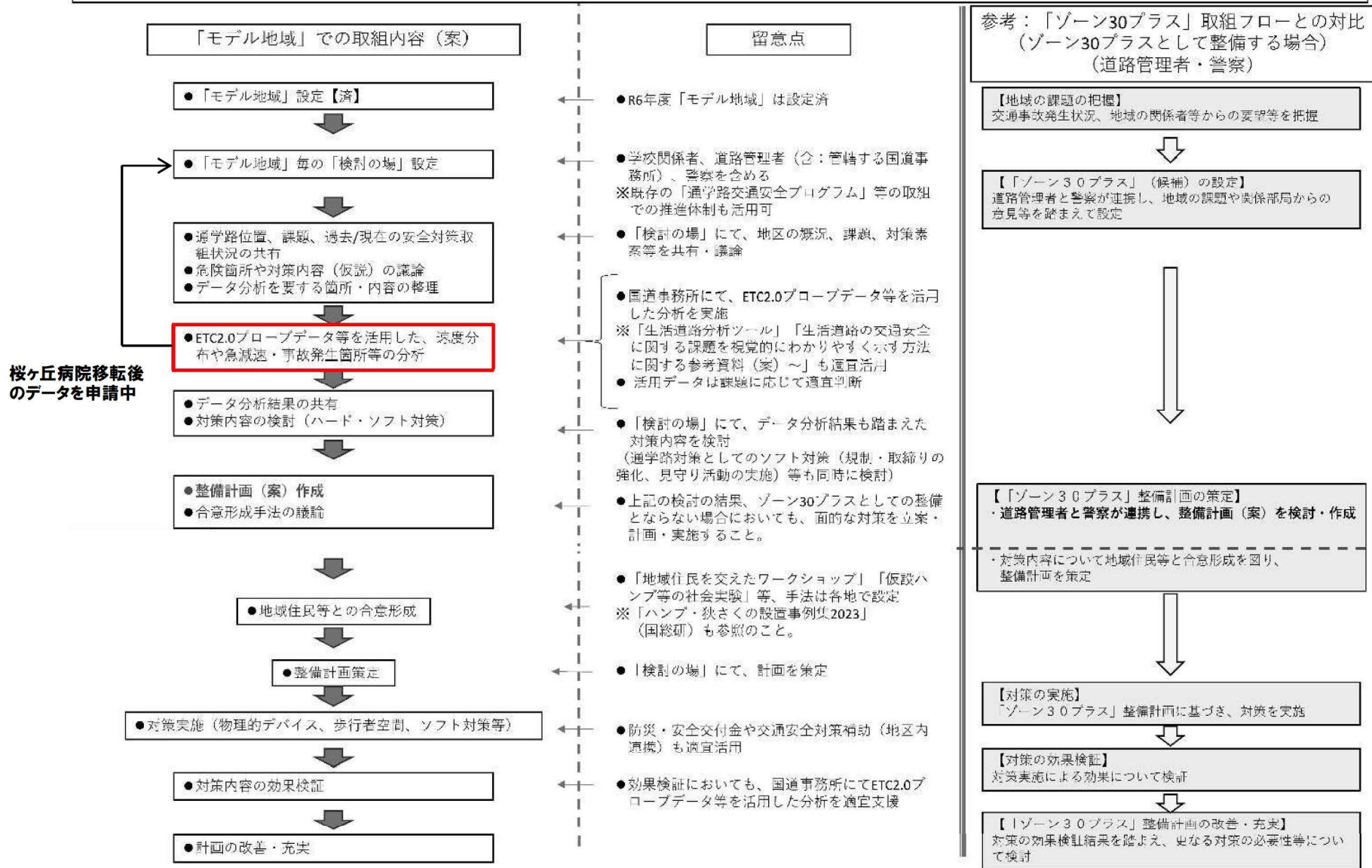
・本地区をモデル地区候補として選定した理由は以下の通りである。

- ①ゾーン30エリア内に**通学路**がある。
- ②エリア東西の幹線道路の**渋滞**になり、抜け道としての利用が多い(北東側の桜橋交差点は、**主要渋滞箇所**に指定)
- ③エリア内に**高校**が2校ある他、近辺に小中学校が近接しており、**通学自転車と自動車との事故発生**の危険性がある。
- ④隣接している**鶴舞町地区・入江東地区**では、ゾーン30プラスとしての対策を実施しており、当地区でも物理的デバイス設置等を行うことで、より広範囲で交通安全の向上が期待される。



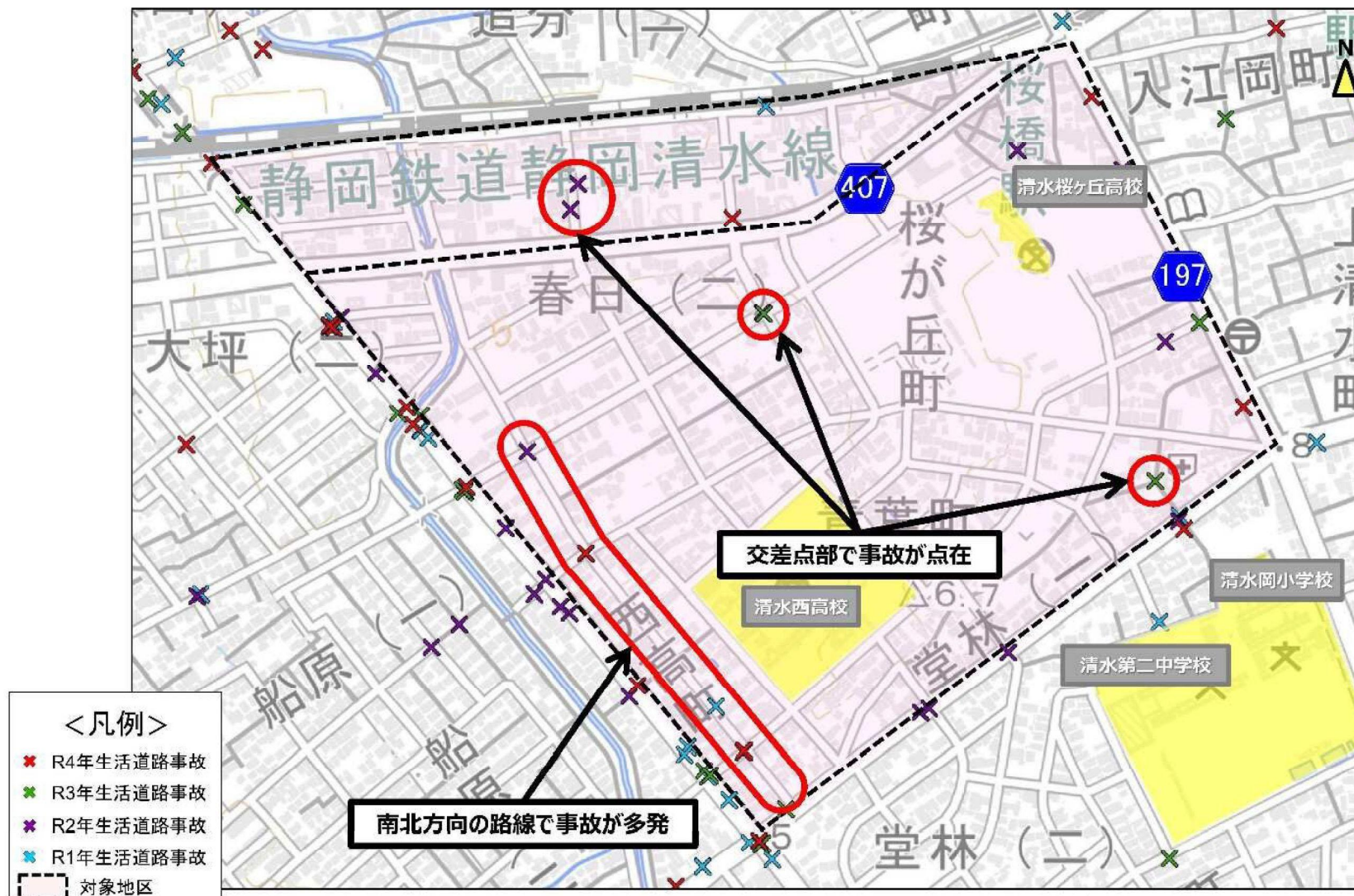
3. 「モデル地域」での取組フロー

学校周辺を面的に捉えた通学路交通安全対策モデル地域での取組フロー



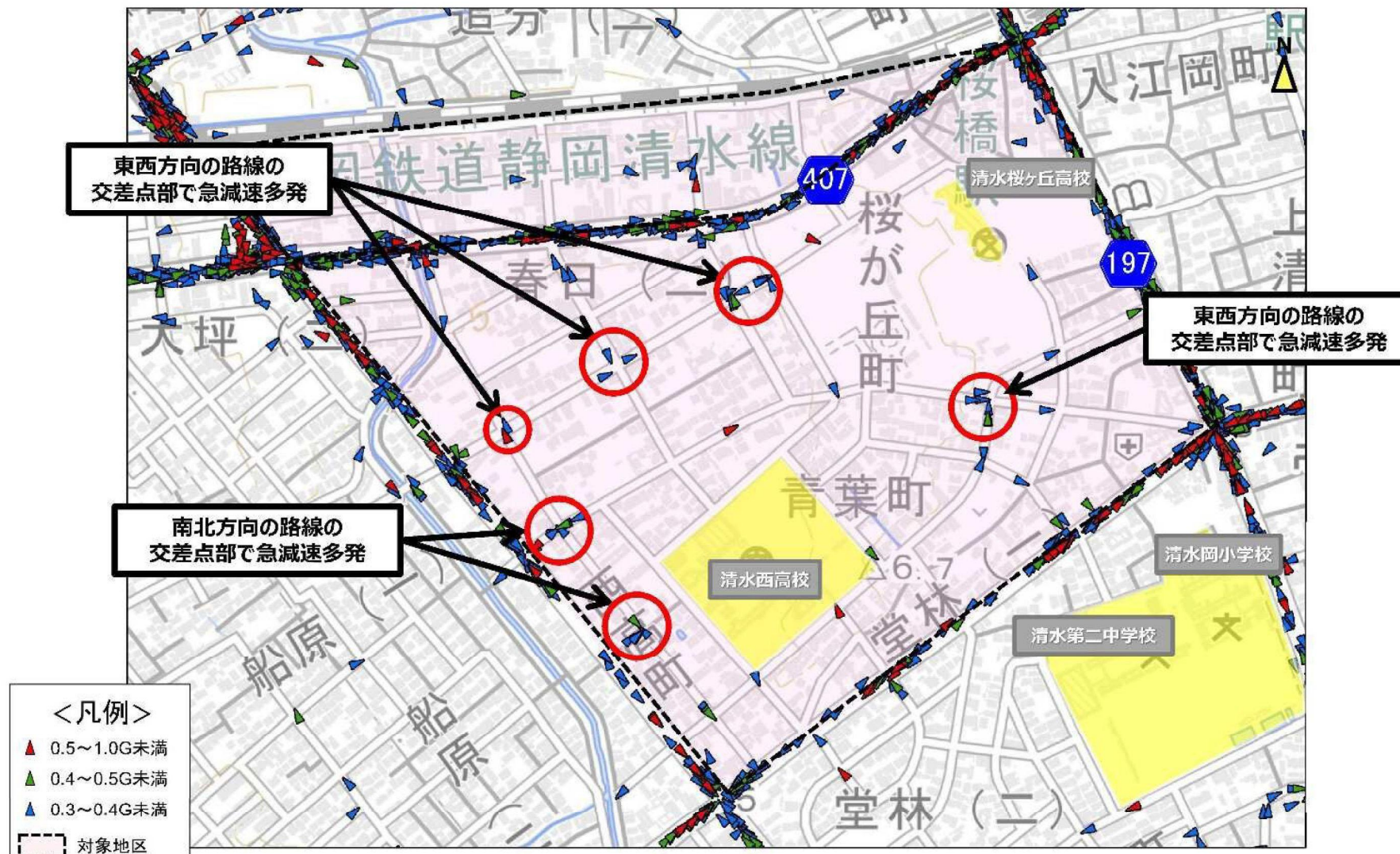
4. 情報支援データ(事故)

- ・エリア内の交差点部で、事故が点的に発生している。
- ・エリアを南北方向に通行する路線で、事故が多発している。



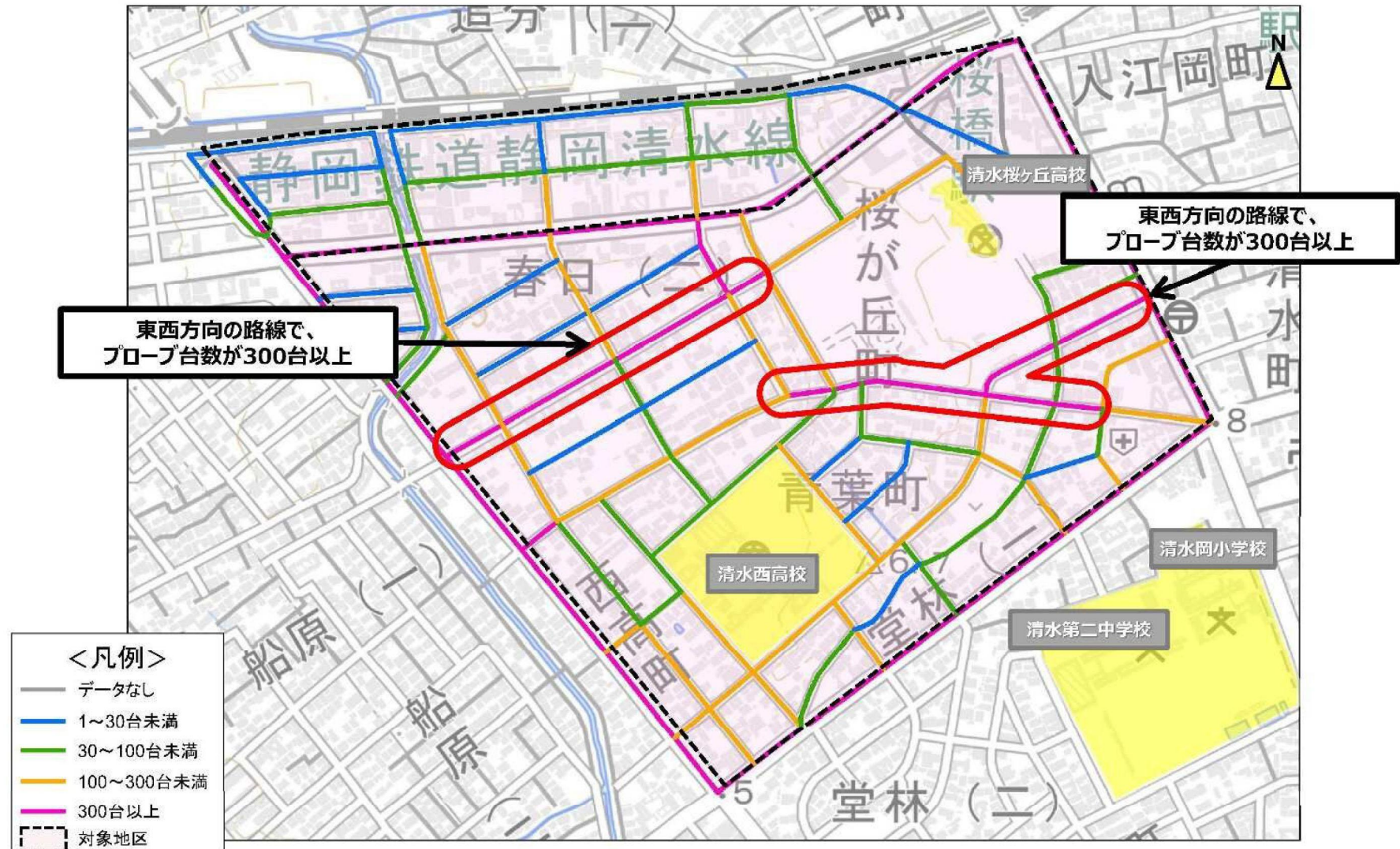
5. 情報支援データ(急減速)

- ・エリアを東西方向を通行する路線の交差点部で、急減速が多発している。
- ・エリアを南北方向に通行する路線の交差点部で、急減速が多発している。



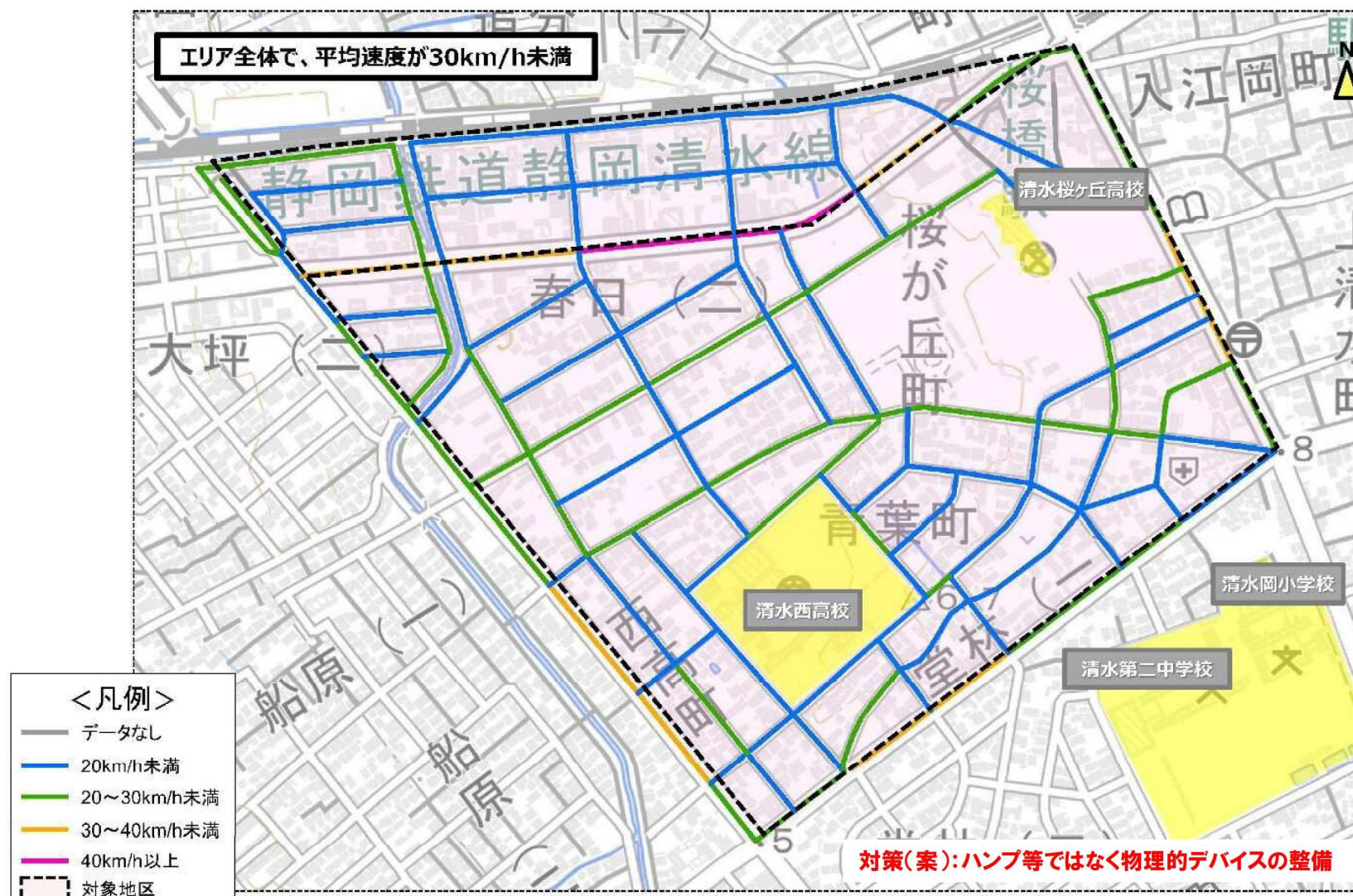
6. 情報支援データ(プローブ台数)

・エリアを東西方向に通行する複数の路線で、プローブ台数が300台以上である。



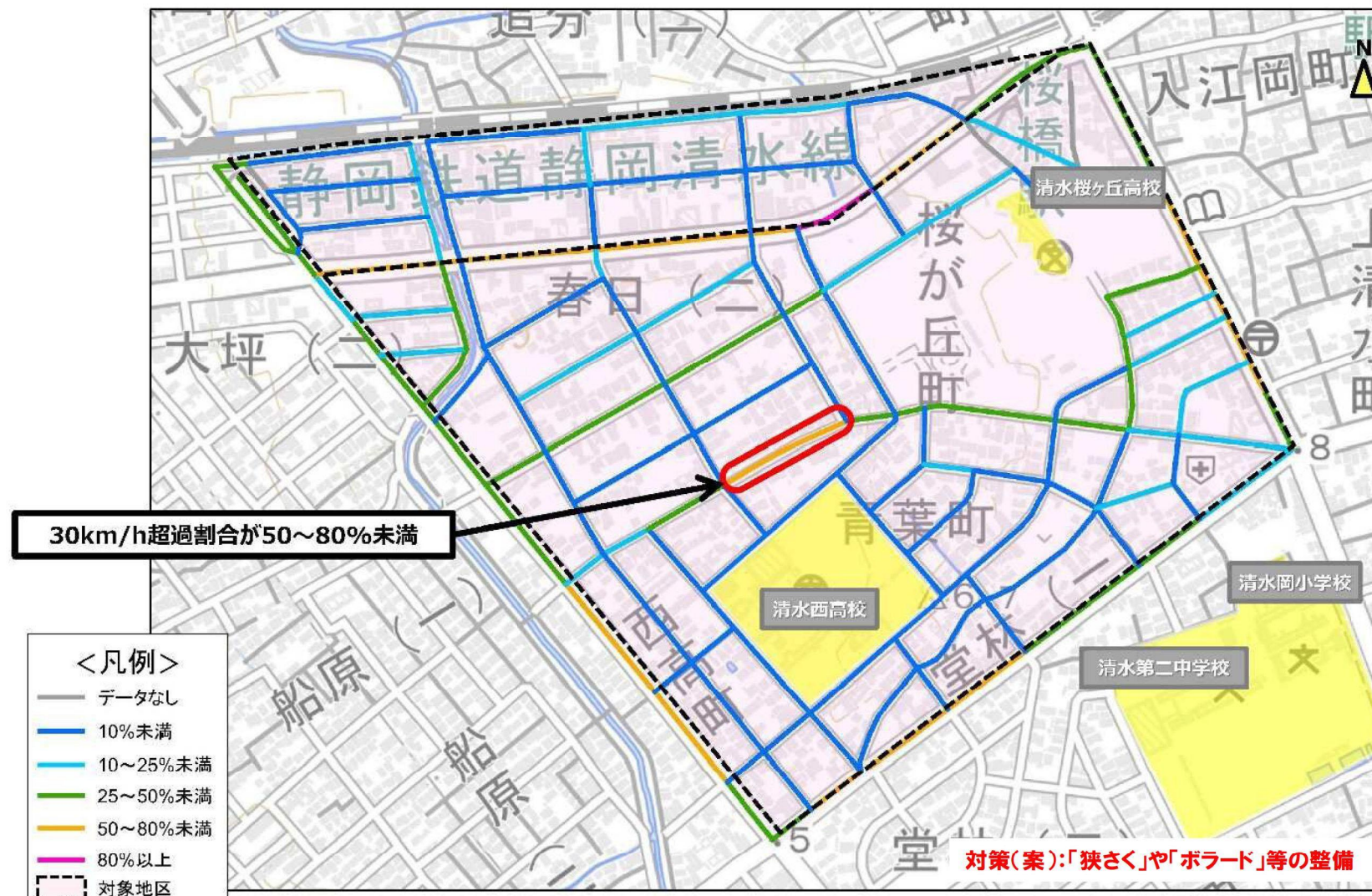
7. 情報支援データ(平均速度)

・エリア内全体で、平均速度が30km/h未満の区間が多い。



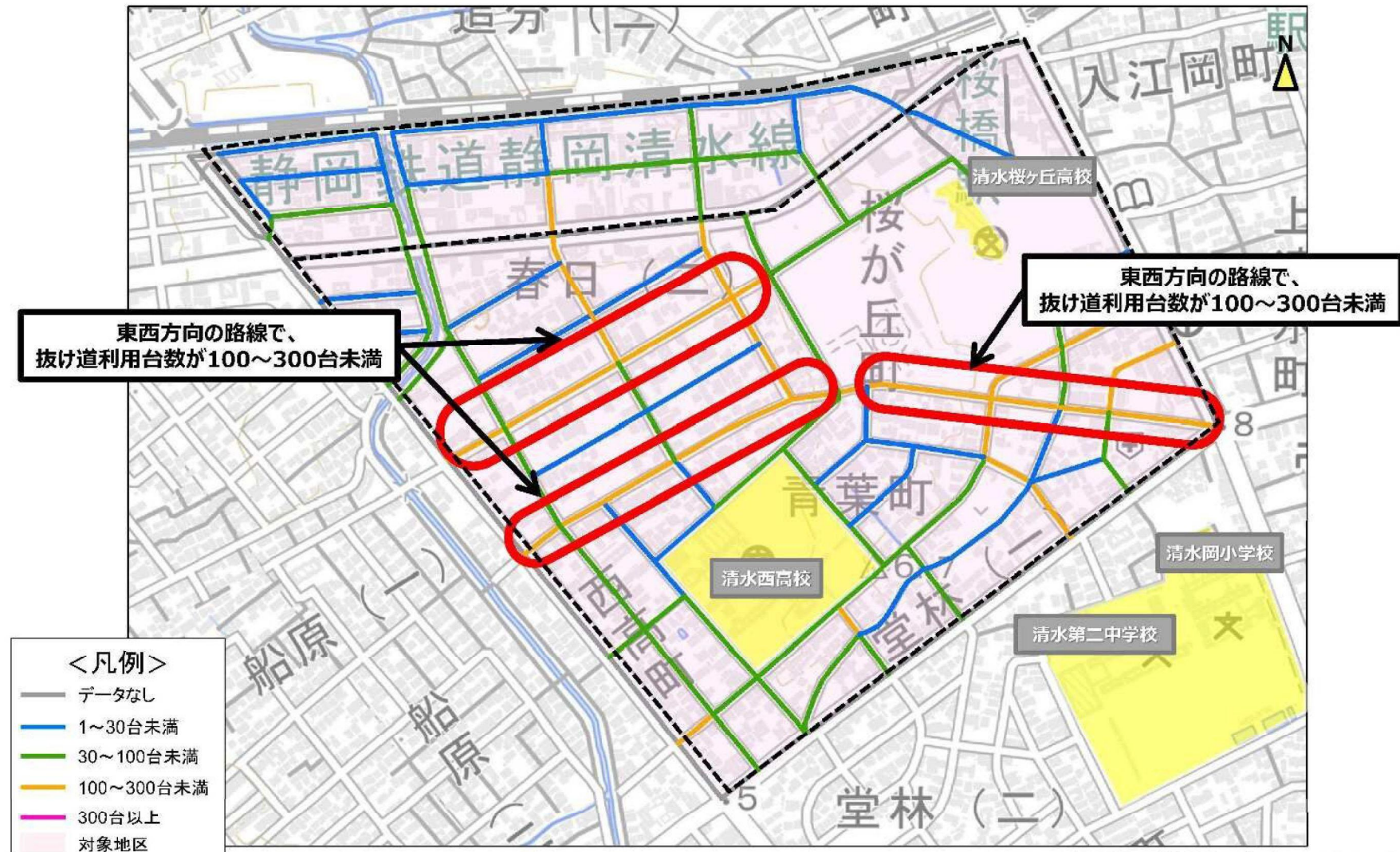
8. 情報支援データ(30km/h超過割合)

・エリアを東西方向に通行する路線の一部区間で、30km/h超過割合が50~80%未満である。



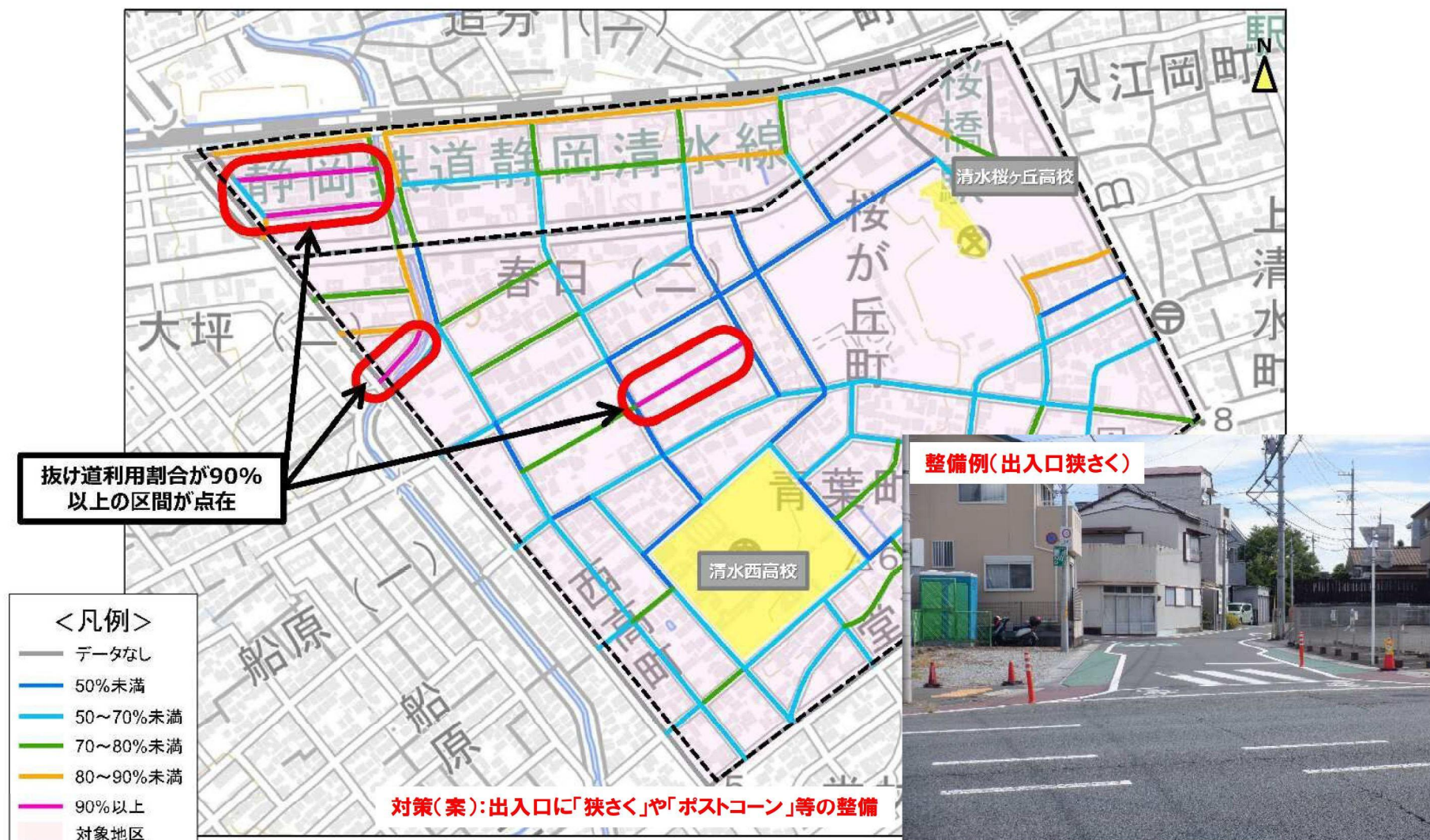
9. 情報支援データ(抜け道利用台数)

- ・エリア内を東西方向に通行する路線で、抜け道利用台数が100~300台未満である。
- ・そのほか、複数の路線で、抜け道利用台数が100~300台未満である。



10. 情報支援データ(抜け道利用割合)

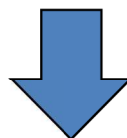
・エリア内には抜け道利用割合が90%以上の区間が点在している。



11. 今後の進め方

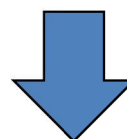
【事業展開】

桜ヶ丘病院が移転したため、再度、静岡国道事務所へ「ETC2.0プローブデータ」を申請中。最新のデータ受理後、現状でのデータ分析を行う



【整備方針】

地区内の自治会、学校、交通管理者(警察)等と立会
→問題点の共有とともに対策箇所を検討



【対策内容】

対策箇所の検討後、各関係機関との合意形成が整い次第、具体的な整備に向けての設計委託に必要な予算要求を進めていく
→対策内容により、地区内連携や交付金適用を検討

3) 小学校モデル地域について (3) モデル地域の概要

No.2 浜松市中央区 初生町地区

【交通安全】 小学校モデル地域 (中央区初生町地区)

ゾーン30プラスについて (中央区初生町地区)

■エリア概要

・本地区は幹線道路に囲まれたエリアであり、エリア内には小学校、幼稚園が立地。幹線道路から生活道路へ通過車両が流入し、特に通勤・通学時間帯にその傾向が顕著。



■目的・対策

・児童や地域住民の安全確保のために、ハンプなどによる速度および交通量抑制対策等を実施予定。

■対策内容(予定)

【警察】

・交通違反取締り

【道路管理者】

・ハンプ、路側帯拡幅(センターライン抹消)など

■進捗状況

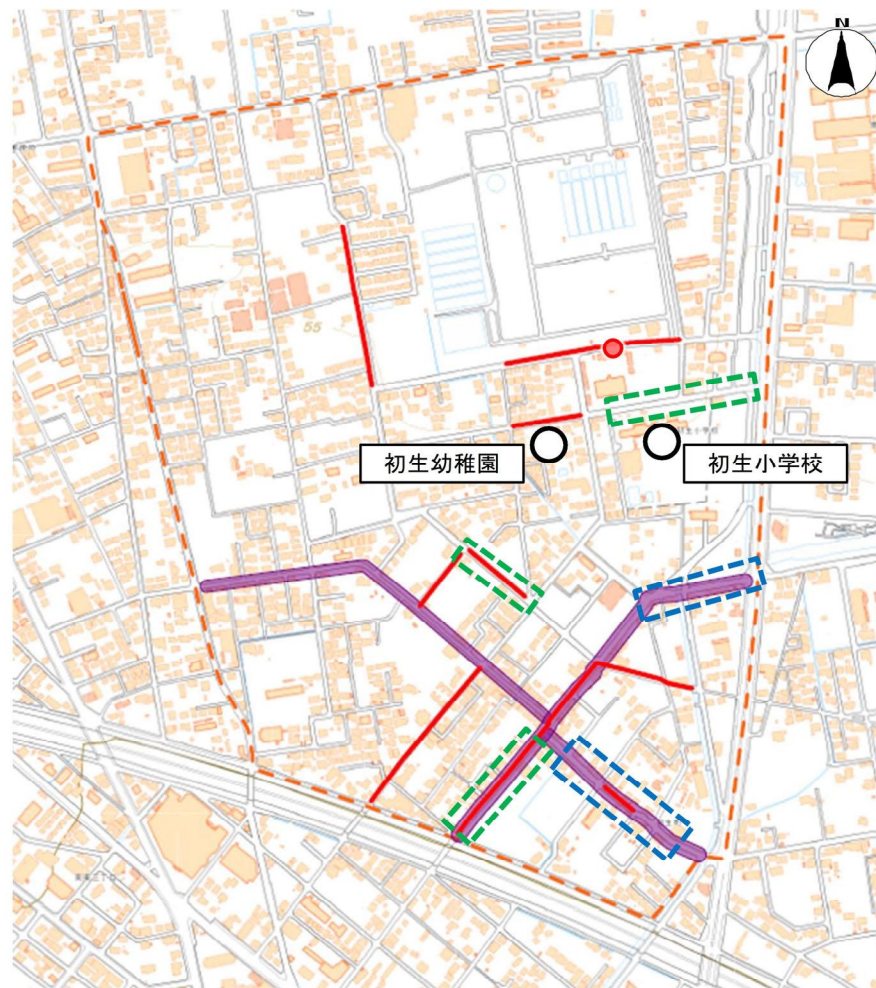
○これまで

R7.2 : 課題と対策案について地域住民等と意見交換

R7.3 : 対策検討会を実施し、整備計画案を策定

○現時点(令和7年6月末)

R7.4~: ハンプ設置予定箇所の近隣地権者と調整中



交通状況(ETC2.0)	
—	平均速度 30km/h超過
—	抜道利用多

主な対策予定	
●	ハンプ
—	路側帯拡幅
—	ポストコーン

4) 生活道路の法定速度の見直し

・「道路交通法施行令の一部を改正する政令案等について」 県警より情報共有いたします。

警察庁 道交法施行令改正内容(生活道路の法定速度の見直し)

道路管理者限り

警察庁公表資料を参考に国交省道路局作成

- 中央線、中央分離帯、中央を分離する工作物(※)等が設置されていない道路や複数車線が設置されていない道路の法定速度を30km/hとする。
※ 施行規則で中央を分離する工作物について規定
- それ以外の道路の法定速度は60km/hに維持
- 従前どおり、速度規制標識が設置されている場合(※)には当該速度が最高速度となる。



※速度規制標識(イメージ)

ケース	従来の最高速度	改正後の最高速度	イメージ(例)
中央線等がない道路	60km/h	30km/h	
中央線等がある道路	60km/h	60km/h	

※ この他に横断歩道の標識と標示に関する改正あり
※ 詳細は警察庁公表資料を確認すること

生活道路における自動車の法定速度が引き下げられます!!

※ここでいう「生活道路」とは、主に地域住民の日常生活に利用されるような、中央線がない道路のことです。

令和8年9月1日
改正道路交通法施行令施行

60 km/h → **30 km/h**



▽ 以下の道路における自動車の法定速度は引き続き60km/hです ▽

- 1 道路標識又は道路標示による中央線又は車両通行帯が設けられている一般道路
- 2 道路の構造上又は構その他の工作物により自動車の通行が往復の方向別に分離されている一般道路
- 3 高速自動車国道のうち、本線車道並びにこれに接する加速車線及び減速車線以外のもの
- 4 自動車専用道路

◆道路標識又は道路標示により最高速度が指定されている道路では、その速度が最高速度となります。例えば、道路標識により最高速度が40km/hと指定されている生活道路では、最高速度は30km/hではなく40km/hとなります。
◆決められた速度の範囲内であっても、道路や交通の状況、天候や視界などをよく考えて、安全な速度で走りましょう。

警察庁・都道府県警察